

黄郛と華北問題の展開（一九三三—一九三四）

左 春 梅_※

目 次

はじめに

一、黄郛と政務整理委員会成立の背景

1. 蔣黄汪間の合意

2. 「塘沽停戦協定」締結の背景

3. 「第三勢力」の受け入れと政治協定の追加

二、善後交渉の開始と変質

1. 協定に対する国民政府側と関東軍側の反応

2. 日本側からみる政整会と善後交渉の開始

3. 善後交渉の変質

三、「三通問題」と華北問題の顕在化

1. 華北政局の亀裂と「通車」の実行

2. 協定取消に対する日中の対応

3. 華北政局の動揺と「通郵」交渉

おわりに——善後交渉の進展に伴う華北問題の顕在化

黄郛と華北問題の展開（一九三三—一九三四）

二七（九七八）

はじめに

一九三三年五月三一日に塘沽停戦協定（以下、塘沽協定と略す）が締結され、満州事変に終止符を打たれたことによつて、日中関係はある意味で平静状態に入った。しかし、一九三五年五月二日に発生した河北事件をきっかけとして、両者は再び危機的状态に陥ることとなった。この間の二年間ほど平静状態を保つ上で役割を果たしたのが、行政院駐平政務整理委員会（以下、政整会と略す）の委員長として日本関東軍との交渉を行った黄郛⁽¹⁾であった。

塘沽協定の締結及びその時点から一九三四年までの日中関係は、既に多くの研究の中で言及されてきた。⁽²⁾これらの先行研究の内容は、次の三つの視点でまとめることができる。第一に、日中戦争史の視点から、この時期の議論を「十五年戦争」論とそれへの批判にまとめることができる。前者は、日本が満州事変以降も中国侵略を停止しておらず、軍事的圧力と政治的工作を繰り返しながら、新たな要求を次々に突きつけたと主張する。⁽³⁾後者は、満州事変と盧溝橋事件との間には、「不連続」や「断絶」があると反論する。⁽⁴⁾こうした対立にもかかわらず、両者とも、本稿が扱う時期を、日中関係史の中のある程度の「小康」状態と見なす点を共有していた。⁽⁵⁾第二に、中国政治史の視点から、塘沽協定の捉え方及び黄郛と彼が率いる政整会と関東軍との善後交渉が、国民政府の対日政策または抗日戦争という文脈において、どういう役割を果たしていたのかという議論である。これに関しては、中国大陆と台湾において捉え方が異なっている。大陸では、同協定が喪權辱国⁽⁶⁾であると捉えられ、黄郛と国民政府による対日妥協的な態度が批判されるが、黄が塘沽協定の取消を提起した点に関しては肯定的に評価する傾向もある。⁽⁷⁾台湾では、同協定が国家主権に損害を与えた面もあるが、平津と華北を保全することで抗日戦のための準備期間が得られたことは高く評

価(8)されている。第三に、黄郛という人物に対する評価である。黄が対日妥協的態度を取っていたことを批判する議論がある一方、黄の対関東軍交渉が日本と南京中央の間に緩衝地帯を設けたことで、中央の抗戦準備のための時間が稼げたと肯定に捉える議論もある。(9)

こうした先行研究は、一九三三年から一九三四年にかけての日中関係のあり方及び国民政府の対日政策という大きな枠組みを扱ったもので、その中で善後交渉の詳細も明らかにされている。しかし、この時期は、善後交渉の進展と同時に、華北問題が顕在化する過程であったことを見逃すことはできない。特に、「華北外交」を主導していた黄郛やその外交の展開に関する研究は、これまで十分に行われてきたとは言えない。そこで本稿では、協定の締結で平静に戻った華北地域が一九三五年に再び危機に陥るまでの間の時期をどのように理解すべきかを問題関心とし、日中関係の変化の理由をその過程の分析を通して明らかにする。具体的には、黄郛が関東軍との間で行った善後交渉の実態に焦点を当て、華北問題の展開を論じていく。

上記の問題意識に基づいて、善後交渉を軸にし、以下の三つの点から議論を展開する。第一に、協定締結の経緯において、黄郛の北上準備の過程及び関東軍側による黄と政整会に対する認識に基づき、華北での黄の政治空間の変化と同協定の政治的意味合いを検討する。第二に、善後交渉の開始と変質に伴って、黄郛の対日政策の変化と、関東軍側から黄に加えられた圧迫により華北政局に亀裂が生じた経緯を見る。第三に、協定の取消、通軍の実行、通郵の交渉と進んでいく過程において、黄郛と、南京中央、関東軍側との間で齟齬が拡大し、黄が双方を抑えるだけの政治力を失っていく経緯を分析する。

本稿では、日中台で刊行された史料集や公文書館の未刊史料を用いる他、これまであまり利用されてこなかった台

湾中央研究院近代史研究所所蔵の「黄郛日記」、およびアメリカのフーバー研究所にあるHuang Fu Papers（黄郛文書）を活用する。特に、黄郛の史料を使用することによって、彼が自ら臨んだ華北での関東軍側との交渉や廬山・上海・南京において蒋介石や汪精衛と行った会合の詳細な記録に基づいて、この時期を華北問題の展開という視点から捉え直すことができる。

一、黄郛と政務整理委員会成立の背景

1. 蔣黄汪間の合意

第一次上海事変の後に、国民政府の対日政策は、直接交渉を避けながらも、「不抵抗政策」から「一面抵抗、一面交渉」に転じた。⁽¹⁰⁾これは、汪精衛が政権に復帰したことによって取らせた政策だが、蒋介石の「絶交せず、宣戦せず、講和せず、訂約せず」という政策とも一致しているため、国民政府の基本的な対日政策となった。⁽¹¹⁾

黄郛は国民政府の北伐の時に外交部長を務め、濟南事件の処理に当たったが、その際の対日姿勢が軟弱であると批判されたため辞職し、莫干山で静養していた。一九三二年八月頃に、蒋介石が黄郛に北上を要請したが、汪精衛と張学良との闘争及び華北の政情が不安定であったことを理由に、黄郛がそれを謝絶した経緯がある。⁽¹²⁾「日本通」或いは「知日派」と見なされた黄郛は、北上する前から上海駐在武官の根本博や駐華公使の有吉明との間に私的なチャンネルを持っており、それを用いて関東軍と日本外務省の停戦に関する意見を打診し、また、自らの北平就任についても意向を伺っていた。⁽¹³⁾

しかし、黄郛と蒋介石との間の合意の内容、および塘沽停戦締結に至る黄と日本軍側とのやり取りの詳細に関して

は不明な点が多く残っている。そこで、本節においては、まずこれら点について考察していく。

蒋介石は、東四省が陥落したことで、軍事委員会駐北平分会委員長張学良にその辞任を迫り、張が指揮した東北軍と西北軍を中央軍の管轄に加えた上で、何応欽を代理会長に据えた。⁽¹⁴⁾ こうした変更を行ったにもかかわらず、華北の人事や政局を中央が直接統制できていたとは言えない。特に、蒋介石は、国民政府の実力が日本に及んでいないという認識に立ち、華北に関しては武力行使より外交手段で解決しようとした。そのため、日本との間に不戦不和という緩衝地帯を作りたいと強く思っていた。⁽¹⁵⁾

早くも四月初めには、蒋介石は、「北平に組織を作るべきだ」、「北方部隊と政情は極めて複雑だ」と認識していた。⁽¹⁶⁾ 一日に、蒋介石は、「全てを相談したいため、貴兄が直ちに南昌に来られるように」、一日日に「貴兄が北の任務を務めたくないならば、私人の名義であっても北方を助けに赴ける」、というように、黄に再三懇請した。⁽¹⁷⁾ さらに、二日に、「北方政治は、割拠によって崩壊され敵に利用されるよりも、中央が人を派遣し、緩和させ、革命の進行を援護するほうがよい」と、蒋介石は吐露していた。⁽¹⁸⁾ 蒋介石は、黄郭が日中間の状況をリアルタイムに把握できるよ⁽¹⁹⁾うに、駐日公使蔣作賓との間で交わした電報も黄郭に転送していた。戦場では、冷口、建昌營、遷安、北戴河、盧竜、昌黎が関東軍に占領されていた。行政院長汪精衛および軍事委員会北平分会委員張群も、黄郭に対して南京に赴くことを要請していた。黄郭は二一日に、汪、蔣の要請に応じ、華北危局に対応するため南京に入り、のち南昌に移動した。⁽²⁰⁾

黄郭は二七日に南昌につき、軍事委員会秘書長楊永泰、熊式輝、蔣作賓、唐有壬などと会談し、また二八日に行つた蒋介石との会談について、「一、お互いの意見についての認識、二、党政軍の歩調、三、日本の姿勢をめぐる許容

度に関する意見において完全に一致している」と記していた。⁽²¹⁾ 第三点の詳細に関して、黄は日記に残していないものの、蔣の日記には以下の記述がある。すなわち、「甲、倭に一時的緩兵の計を図り、一時的に緩和をしてくれることを望む。もし、真の和或いは講和をしてくれば、根本的な解決ができるが、そうはしてくれないだろう。華北政治問題に関して、人民公意に順従して、和戦問題と組織・人事問題を解決すればよい、政府が干渉してはならない」、「政府は最後の勝利のため、極力で準備するのみ、責を遂げるため、抵抗しなければならない」という立場であった。⁽²²⁾

2. 「塘沽停戦協定」締結の背景

戦場においては、三月二七日に発令された関作命第四九一号により、関東軍は、平津からの攻撃を念頭におきつつ灤東作戦を開始した。⁽²³⁾ それに対して、天皇は、熱河作戦においては「満洲国」の「国内問題」であつたために発令したものの、灤東作戦では長城以南は中国の領土であるという認識を持つていたため、軍の作戦に憂慮を示し、四月一八日に参謀本部次長真崎甚三郎に「御下問」⁽²⁴⁾を行つた。それに対し、真崎は、「更に進出するとも一旦は長城線に復帰することとなり」と対応した。⁽²⁵⁾ このように、熱河侵略の際の正当化に用いた「満洲国の国内問題」という根拠は、華北には適用できるものではなかつた。そこで用いられるようになった新たな表現が、中国側の「挑戦・挑発」であり、この二つのスローガンを用いるならば、日本が華北に軍を進めても問題ないという認識は、天皇を含めて広く共有されることとなつた。⁽²⁶⁾

他方、中国側は、日本軍の長城以北への引き上げを大きく宣伝したが、蔣介石は、「今回は敵兵の自主撤退であり」、「一切の標語や口号を直ちに取消す」ように、と軍の行動を戒める内容の電報を前線の何応欽に送つた。⁽²⁷⁾ そして、五

月三日の「関内作戦」では、関東軍は上記の筋書き通り攻撃を実施し、八日に中国軍による「挑戦」があったとの声明を發した。⁽²⁸⁾

これによつて、古北口、南天門、喜峰口などは激しい攻撃を受け、平津は再び陥落の危険に陥り、一日に張群は、黄郛の北上を促した。⁽²⁹⁾しかし、黄郛としては、日本側に自らが北平に入ることを好意的に諒解してもらうまでは、軽率に行動を起こすわけにはいかなかった。

そこで国民政府は、五月三日に中央政治會議の決議によつて、行政院駐平政務整理委員會を創設し、黄郛を委員長に任命するという決定を公表した。同日日に、黄は有吉に対して、日本側が国民党の組織に対して不満をもつことに十分な理解を示した上で、国民党員ではない自分も国民党には組織改良が必要であり、また、自分が日中両国間の橋渡しの役割を果たそうという決心と抱負を持つことを表明した。⁽³⁰⁾有吉が長城線内の中国軍の挑戰的行動に警告を行ったことに対し、黄は、蔣介石の停戰命令に中央軍は服従するが雜軍は服従しないと説明し、自分が赴任した後大體三カ月以内にこの案件を処理すると約束した。⁽³¹⁾また、一日、黄は有吉に対して、自分が北上を延期したことを説明し、蔣汪の諒解も得ていることを改めて強調し、「日本側各方面ニ於テ自分今回ノ決心ト誠ト誠意ニ同情シ好意有ル態度ニ出ラルル様斡旋方切望スル」と申し出た。⁽³²⁾

有吉は、黄の就任を統制力の強化や、北方事態の安定化に繋がると見なし、日中関係の改善の端緒となり、国民政府の対日態度が転換するものであると認めていた。⁽³³⁾こうした認識の下、有吉は、黄等日本に理解を有する人物を支持すべきであり、日本のためにも中国全土の動乱が生じることを避け、対英米関係においては、華北での飛行を減らし、軍部の陰謀を戒める旨、内田康哉外相に進言した。⁽³⁴⁾また、黄郛は自身の北上に先立ち、張群を北平に送り、各

種の準備を行わせた。加えて、軍事分会参議であり黄の秘書でもある李振一と、腹心である許卓然を張の援助ために派遣した。張群は、八日、天津総領事桑島主計に、黄郭が北支の時局打開策に確信と抱負を有することを力説し、一日、北平書記官中山詳一に黄郭が「充分活躍」を期待できると伝えた。⁽³⁵⁾

しかし、関東軍側は、必ずしも国民政府の停戦意向に応じたわけではなかった。主な理由として次の点が考えられる。

第一に、関東軍は東北軍が敗退した後の華北の政治及び人事に関して、明確な見通しを持っていなかったことである。黄郭は六日に根本に對し、自分が全責任を負い出馬することによって、日中関係の打開を努めていくことを伝え、それに対する日本軍部の考えを尋ねたが、後者は、「全く白紙ノ状態ナリ」と答えている。⁽³⁶⁾ 一方、参謀本部は、同じ日に「北支方面応急処理方案」を發令し、その中で「停戦ノ成分協定締結」が要領の第四項として定められた。関東軍は強い圧力をかけ続け、長城線沿線の中国軍に徹底的な打撃を繰り返し与えることを基調とし、中国側の停戦策動に對しては、内外各方面が一致して厳然とした態度を示すと共に、華北・中・南の現政権に對しては、分断の傾向を助長する施策を取り、さらに、現在の華北施策を継続するように命令した。⁽³⁷⁾

この方案に、中国を分断させる意向が十分含まれていたことは言うまでもないが、目下の華北施策は、反蒋介石政策若しくは反蔣運動を行うことにより、傀儡政権の樹立を目指した工作であった。しかし、この工作は、半月後に挫折した。その原因は、華北を統制する中心人物がおらず、反蔣各派の合流が困難であり、反蔣派が必ずしも親日満ではなく、各派に自ら事を決行する勇気がないためである、と天津特務機関は報告した。⁽³⁸⁾

第二に、国民政府が誠意を示す証拠として提示した撤退線に関して、関東軍が満足できなかったことである。参謀

本部は、停戦線に関する処理方案として、中国軍が「大体二於テ宣化、順義、三河、玉田、灤県、樂亭ノ線以南以西後退」するという案を示した。⁽³⁹⁾一方、何応欽の案は、灤東からは兩軍とも撤兵するが、中央軍は現位置に留まり、日本軍が古北口に後退するというものであった。⁽⁴⁰⁾黄郛は根本との秘密会見で、何応欽の案が関東軍に受け入れられなかったことを知り、「日本軍は必ず密雲まで進展してくる。(中略)大胆に決心することで速やかに密雲より発砲できない二十里程の地まで撤退する」ほうが、内外にも有利であるという意見を持っていた。⁽⁴¹⁾一四日に、黄郛は、何応欽が中国軍を「順義、玉田、唐山ノ線二後退」させると決めたことを根本に伝え、また、日本軍がそれを追撃しないよう東京及び関東軍に斡旋することを根本に対して希望したが、後者はそれを謝絶した。⁽⁴²⁾これが黄郛が北上する前に陸軍側と行った最後の相談であった。

一方、永津は一四日に、何応欽は関東軍が国際的反應を恐れ、北平は勿論密雲をも攻撃しないだろう、もし関東軍が攻撃して来るならば、一戦を交え、攪乱に陥る前に順義に後退し、関東軍を密雲の南端にて停止させることが可能であると見なしている、と伝えた。⁽⁴³⁾一五日に、参謀熊斌と永津の間では、中国軍が密雲より撤退するかどうかを巡って論戦があった。⁽⁴⁴⁾同日、中国軍は石匣鎮を失い、厳しい状況に置かれた。熊との更なる面会に際して、永津は中国軍が順義、宝坻、芦台の線まで退却することを要求し、何応欽らはそれを承諾した。⁽⁴⁵⁾さらに、許卓然は、黄郛の腹案として中央軍が「長城ヲ距ル五十支里ノ地点ヲ言ヘハ密雲迄退ク」という考えを中山に伝えた。⁽⁴⁶⁾

このように日中双方が秘密裏にある程度の「默契」に達したのち、黄郛は一五日に出発し、一七日午後北平に到着したが、停戦に関する交渉をすぐに開始することはできなかった。前線は次々に陥落し、⁽⁴⁷⁾戦線は、いよいよ北平の郊外まで迫っていた。

黄郭より早く北上した李振一は、自らの旧知である海軍武官藤原喜代間を訪問し、取次方を懇請し、後者は李を永津、中山に紹介した。⁽⁴⁸⁾ 二〇日に行われた黄郭と藤原との会見において、黄は、中国側が提示した撤退線に二〇日までに撤退すれば、日本軍が追撃しないという了解の下に北上した旨説明した。中国軍が既に一九日には撤退を完了したにも関わらず、日本軍がまだ攻撃を続けているため、自分は非常に困難な立場に陥っているという苦情を訴えた。⁽⁴⁹⁾ これに対して、藤原は、中国軍が「撤退線二頓着せず、相当距離後退シ完全ニ抵抗ヲ止メバ必ず解決ノ道開カルベシ」と答えた。⁽⁵⁰⁾ また、二一日に予定されていた黄郭と永津との会見は、中国青年が日本歩哨を刺して傷を負わせたという突発事件が生じたため実現しなかった。⁽⁵¹⁾ 黄郭は、日本軍のさらなる前進を押し留めること、及び華北民衆の人心を鎮静化することを最急の課題とし、日本通でもある殷同を青島から招き、長春の関東軍への斡旋を要請した。⁽⁵²⁾

当時、永津は撤退した中国軍が到底屈服的な停戦は申し出さないと見ており、「歩哨事件ヲ切掛ケトシテ関東軍ニ懐柔攻撃」の認可を要望し、北支那駐屯軍に二個中隊の増援を要請し、「内外相呼応シテ平津奪取ノ気配」を示していた。⁽⁵³⁾ そうした極めて厳しい状況において、黄郭は、汪精衛から、二一日に「便宜行事」が行われる旨の電報を受けたが、そこには具体的な内容は含まれていなかった。二二日に、事務地である居仁堂が攻撃される気配があり、天津方面からは「日本軍が五百名の兵士を北平に送る」、通州と順義両前線からは「緊急状態」である、といった情報が次々に届いたため、黄郭は北平を離れ長辛店に移駐することを考えていた。⁽⁵⁴⁾

出先軍側は、黄郭らのこうした「茫然拱手ノ外ナキ窮境ニ瀕セリ」状況を見て、「斯クテ機全ク熟シタル」と判断し、二二日夜に、中国側の停戦意向に応じるようになった。⁽⁵⁵⁾ 同日の夜一一時頃に、黄は、汪精衛から「固囑補救」という電報を受け、「すぐに季竟と協議し、万険を冒し、最後の奮闘を成すこと」を決めた。⁽⁵⁶⁾ 汪精衛が発した電報は、

「偽国の承認と四省の割譲に署名する以外であれば、他の条件を受け入れる」という内容であった。⁽⁵⁷⁾そして、李振一が中山、永津に電話をかけ、藤原の私宅にて会談することを懇請し、黄は、李に同行して藤原宅に赴き、その場で二、三時間協議した後に、四項目の停戦覚書が合意された。その覚書には、停戦線は、「中国軍ハ延慶、昌平、高麗宮、順義、通州、香河、宝坻、林亭口、寧河、盧台ノ線以西及以南ニ撤退シ爾後一切ノ挑戦行為ヲ為ササルコト」となっており、これが、「塘沽停戦協定」⁽⁵⁸⁾の定案になったといえる。

3. 「第三勢力」の受け入れと政治協定の追加

張学良の下野から黄郛の北上までの華北の空白状態において、特務機関が独立政権を樹立しようとした計画があった。こうした計画は前節でみたように、結果的には挫折し、第三勢力の樹立へと後退した。

「第三勢力」とは、中国中央政府と日本側・「満州国」の間に立ち、南京の影響力が及ばない親日政権というものである。これは、関東軍と支那駐屯軍の合意のもと、「形式ノ如何ヲ問ワス北方ニ南京勢力ノ及フヲ絶対ニ不可ナリトシ平津地方ニ第三勢力ヲ樹立スヘシ」と主張したものであった。⁽⁵⁹⁾これに対して、陸外中央の意見としては、五月一七日に、「黄郛タルト又ハ其ノ他ノ要人タルトヲ問ワス責任ヲ以テ北支ノ事態ヲ收拾シ得ヘシト認メラルルモノカ誠意ヲもつことが重要で、「北支方面ノ形勢ニ関シテハ満洲国々境確保ヲ主眼トスヘキコト」に変更はないという支持を下した。⁽⁶⁰⁾

しかし、有吉とは異なり、華北の軍政官は、黄の北上を「何等成果ヲ期シ難キ」と見ていた。⁽⁶¹⁾黄郛の真意を確かめるため、中山は、一二日の深夜の協議において黄に四つの質問をした。第一に、華北の局面を打開する唯一の方法

は、停戦に関して関東軍が抱いている国民党と中央軍に対する疑念を一掃することであり、それに対する黄の決心がいかげなものであり、国民党と中央軍の排日思想に関してはどう処理するかという質問であった。黄郭は、自分の信念としては「日支親善ニ依リ欧米人ニ漁夫ノ利ヲ占ムル機会ヲ与ヘサルコトニ努メ」る旨を述べたうえで、いかに「関東軍ノ諒解ヲ得ル方法ニ付教」えを請うた。第二に、華北の排日問題の処理をめぐって、中山は、排日団体、党部の解散、排日教科書の廃止等を列举し、政府の訓令を待ち改めて相談すると述べた。第三に、中央軍の駐防地と雑軍との関係について、黄は、交渉が成立した後、直ちに華北の三〇数万の軍隊の整理に着手し、その中で多少の中央軍を引留める旨答えた。中山は、中央軍の駐屯は日本側から反感を招く恐れがあると指摘した。それに対して、黄は、雑軍の方が反感を招くので、その撤退を提起したが、中山は、却って雑軍を庇護し、中央軍の撤退を要求した。結局、黄は現存の軍隊から所要の部隊を自分の衛兵等の名義のもと改編するとしながらも、後日必ず日本側と意見を交換すると約束した。第四に華北の軍権と警察権である。黄は、何応欽は協定が締結された後に南京に帰るため、自らがこの二権を手収めた上、中央軍の大部分を江西省に送ると説明した。中山は、黄との会談を内田外相に報告する中で「本電内容黄ノ立場モアリ絶対発表御見合せ」という説明を付した。⁽⁶²⁾

一方、殷同は、二四日夜に岡村と「満州国」顧問多田駿との会見を行い、その場で関東軍の華北に対する要望を尋ね、黄郭は国民党員でないので、今回樹立しようとする「北支政権」も国民党を基礎とするものでない、華北各派を網羅するが、日本軍を敵視しない政権を成立することについて、蔣汪の諒解済であると打ち明けた。⁽⁶³⁾

こうして、翌日、関東軍参謀長小磯国昭は、国民党とは関係を持たない黄郭を中心とする親日満政権の樹立を承認し、その政権を支援すべきである、加えて、劉桂堂、李守信、丁強等国民党に反対する武力団体も「北支新政権」に

合流させる施策を取るべきである、という意思を真崎に送った。⁽⁶⁴⁾ それに応じて、関東軍も天津、山海関の特務機関員に対して、分離政策の中止を発令した。⁽⁶⁵⁾

以上のように、殷同は関東軍に、黄郛が親日の決心を持つことと蔣汪から相当な権限が与えられている事情を力説した。加えて、黄郛自らも、初会談において英米を排除し、日中親善の施政とし、軍権を用いて中央軍の外地球駐を実行し、警察権を用いて排日問題の解決を行う、といった内容の発言と約束を行った。これこそが、華北の日本軍政双方が黄を第三勢力とみなし、受け入れた理由であると考えられる。また、この段階から日本側は既に黄郛らを北支政権と称していた。

ここでもう一つの事実を説明しなければならない。それは、日本側が、軍事的停戦協定を締結するとともに政治的協定も結ぶという計画を企んでいたことである。早くも「北支方面応急処理方案」においては、中国側に対する要望項目に、中国側の事実上の排日取締とその励行に確実な保証を求める内容が盛り込まれていた。

出先軍は、五月二日前後、停戦の機が熟してきたと判断すると同時に、第一次停戦協定の成立に並行して第二次の交渉を行い、「北支戦事二関連スル緊急ナル善後問題ヲ包含スル別段協定（次長電六七七号第二項ニ示スモノ）ヲ締結スルコト必要」であるという意見を参謀本部に上申した。⁽⁶⁶⁾ このことから、政治協定を同時に結ぶという主張は、内田外相の発想であるという陳群元の見解とは異なり、⁽⁶⁷⁾ 当初から関東軍の計画であったと考えられる。その別段協定では、「相当広範囲ニ亘ルヘキモ」、関東軍としては「少クモ（一）抗日毎日ノ徹底的取締（二）満洲攪乱策動ノ嚴禁（三）緩衝地帯（支那軍ノ不進出地帯）ニ於ケル治安維持交通ノ規定等」を要求しようとしていた。⁽⁶⁸⁾

外務省側は、中山と黄の会談内容を報告し、内田外相がそれに返答した。その中で、停戦協定成立の上で機を逸せ

ず、黄郛側との間に華北地方の平静回復に関する「一般的話合ヲ開始」するよう指示した。また、政整会を相手とした上で、排日運動及び反滿義勇軍の活動に対する弾圧、満州国国境での交通障害の除去、停戦区域の治安維持について議論するよう命じていた。⁽⁶⁹⁾ 同時に、内田は、前記の内容があくまで「当方一応ノ思付ニ過ギス」と述べ、陸軍省と連絡を取ることが必要であり、現地でも武官との連絡を取るよう命じた。⁽⁷⁰⁾

これに対して、海軍軍令部は慎重な姿勢を取っていた。その理由は、政治協定を条件として出すことは可能であるが、排抗日問題をおの機に出し過ぎてしまえば、却って日本にとって不利になるとした。加えて、「政治的問題ヲ挿入スルトキハ交渉ニ数カ月ヲ要」するので、再び平津で混乱が生じる恐れがあり、むしろ早速に北平等の安定を図るべきであるとした。⁽⁷¹⁾

内田外相が、海軍と陸軍の意見の相違の中で、どのような対応を取ったのかについては記録が見いだせない。しかし、二九日に中山宛に送られた「大至急」電報では、政治協定を見合わせるよう訓令されている。⁽⁷²⁾ その代わりに、四個の項目からなる大綱を政整会に「約束セシメ」るよう指示した。⁽⁷³⁾ その提出時期に関しては、塘沽協定の際に一気に取り纏めるか、あるいはその直後に北平で黄郛との間で取り纏めるかの間の選択であり、その決定の形式に関しては、条約又は協約等の形が取られると枢密院での可決に時間がかかりすぎるため、了解事項としての記録に止め、日中双方の責任者が署名・調印する形で行うように明示した。⁽⁷⁴⁾

政治協定に関して、軍側の別段協定と外交側の一般的話合は一致しており、その内容は国民党を含む中国側の一切の排日思想と活動の鎮圧、停戦区域内外の交通回復という二つにまとめることができる。

五月三十一日に軍事協定が正式に調印され、六月一七日に政整会が北平旧外交大樓に成立した。協定調印後の細目に

わたる懇談会では、岡村が排日の徹底的な取締りについて中国軍の代表であった熊斌に念を押しした。⁽¹⁵⁾ こうした経緯からみれば、この時点において既に善後交渉の基盤が作られており、黄郛と政整会に対して制約を課する仕組みが組み込まれていた。

以上述べたことを通して、以下の三点を確認することができる。第一に、塘沽協定を締結した経緯である。関東軍が平津に迫る情勢の下、協定は明らかに城下の盟であり、こうした性質を帯びたことで、日本側が政治協定を同時に結ぼうとする意図を持ち、その要求を押し付ける余地を残した。第二に、黄と日本の出先側との不安定な関係である。黄が関東軍側と平津の外交官に容易に受け入れられたわけではないことは、明らかである。それでも黄がある程度受け入れられた根本的な理由は、彼が親日的であったことではなく、自由裁量若しくは政治力を持ち、自ら親日的な政策をとる決心と誠意を持っていると日本側に説得できたことであると指摘できる。このような約束をしない限り、黄が華北で政治活動を行うことは受け入れられなかったといえる一方、日本側の信用を買うために約束した事項は、のちに黄が行動できる政治空間を狭める要因の一つとなったのである。第三に、日本側の事情である。関東軍が華北の空白状態を埋める傀儡政権の樹立に失敗したため、日本の軍政双方は、黄を第三政権と見なして受け入れた。黄に政治協定まで結ばせようとした関東軍と内田は、中央での意見不一致によりそれは中断したものの、内田が指示したように停戦協定成立直後にそれを提出することで、善後交渉の基盤を構築していたことがわかる。

二、善後交渉の開始と変質

1. 協定に対する国民政府側と閩東軍側の反応

黄郛、何応欽、黄紹竑は、三人の連名で締結した停戦覚書を蒋介石、汪精衛に報告した。それに加えて、黄郛は、蔣への電報において、「時機が緊迫したので、事前に協議しなかったことは極めて恐惶であるが、停戦のみの範囲で交渉したことは幸い」であったと説明した。⁽⁷⁶⁾

こうした事後報告に対して、汪はそれに「共同責任」を負うことを表明したが、蔣は「停戦を文字にするのは適切でないと思う」、「ひいては東北三省及熱河の文字もその中に入れてくる」と憂慮した。⁽⁷⁷⁾二四日に、汪は国防会議の結果として、「相手と停戦を協議する時に文章として残さないことを原則とし、万が一の場合にであっても、それは政治には触れず軍事協定のみにする。その中の条件についても中央の批准を経なければならぬ」と黄に告げた。⁽⁷⁸⁾

二五日、蔣は、「倭寇は休戦の誠意を持っていない」、「文字の形での協定は避けるべき」、「偽国の承認、東四省の割譲と境界問題には絶対に触れてはいけない」との意見を送った。⁽⁷⁹⁾同じ日に、汪は、蔣の電報とほぼ同じ内容の国防会議の議決を打電した。⁽⁸⁰⁾したがって、政治問題には触れない、「満州国」・東四省割譲は承認しない、中央の批准を必要とするという点は、政府内の共通認識であったといえる。

次々と念押し of 電報が送られてくることに對し、黄は「今後の談判は停戦条件の範囲に従い」、「取りあえず、弟が私にこの種の重任を無理強いらしたのであるから、同等の信用も与えてほしい」、「国際援助などは空言であると断じた」、「弟が私を北平に留め時局を続けるよう協助するようであれば、共に困難に直面する約束を守ってほしい」と、

蔣介石への不満を含めながら北平の緊急事情を説明した。⁽⁸¹⁾

また、協定の形式に関しては、駐英公使郭泰祺も、政治問題に絶対に触れてはいけないと主張し、協定の内容が片面義務である⁽⁸²⁾と見ていた。また、駐仏公使顧維鈞も、協定には相応しくない政治的含意があることを指摘し、政府のこうした政策からは日本の華北侵入を防遏するより、江西省の共産党を討伐することを重視しているという印象を受ける、と述べた。⁽⁸³⁾ 監察院監察委員の王子壯も、協定の内容がまるで日本軍の勢力範囲を黙認するようなものであると判断した。⁽⁸⁴⁾ つまり、政府内では協定内容に対して賛成より批判する立場が濃厚であった。

関東軍側は本協定をどのように認識していたのだろうか。「満州国」軍政部顧問佐々木到一は、一九三三年六月下旬に華北と華中を「視察」し、その報告において、政整会の本質を蔣介石の承認を受けた黄の傘下の異分子、妥協的委員会、無用の長物であると認識しており、日本側はその提議してくる一切の交渉を黙殺すべきと主張していた。⁽⁸⁵⁾ また、参謀本部附・前奉天特務機関長板垣征四郎は、「黄郛と何応欽の政権が成功しても、河北省一省の問題である」と見て、「新政権が北支の時局を担当してゆくことは困難であり、今日の新政権は極めて不徹底なもの」と考えていた。⁽⁸⁶⁾

2. 日本側からみる政整会と善後交渉の開始

政整会の管轄地域は、河北、山東、山西、察哈爾、綏遠五省、北平、青島両特別市であり、黄が委員長となったほか、上記五省の省長と二市の市長が委員となり、他に、現地の知識人なども委員として含まれていた。⁽⁸⁷⁾ 黄郛の夫人沈亦雲の回顧録によれば、こうした人員の配置は、華北の地方権利を弱めるためではなく、各自に政整会の下で防護

の責任を果たさせようとするためのものだった。⁽⁸⁸⁾ 政整会の最初の仕事は、戦区接収と災民救済であった。

戦区接収における最大の障碍は、李際春、石友三などの傀儡軍が非武装地帯に存在していたことである。加えて、関東軍が北津上空に飛来することも、国民の生活に不安をもたらしていたので、黄郛は、二二日に殷同と軍分会の雷寿榮を永津に同行させる形で長春に派遣し、飛行の停止、戦区の速やかな接収、李際春ら非合法な部隊の処理、北寧鉄路の接収、察哈爾方面問題の解決を巡って交渉させた。北寧鉄路は、北平から奉天までの鉄道であるが、満州事変により榆関から奉天までが陥落し、長城戦により、唐山から山海関までと、塘沽から唐山までのそれぞれが、関東軍と傀儡軍に制圧されていた。ここで黄郛が要求する接収とは、関内段の塘沽から山海関までの範囲を指していた。⁽⁸⁹⁾ 察哈爾方面問題とは、五月二六日に馮玉祥が張家口に民衆抗日同盟軍総司令に就任する旨を通電し、それによって、関東軍との関係が緊張化したことを指す。⁽⁹⁰⁾ この長春会議には、小磯、岡村、喜多、永津などが出席した。二日間にわたった会議において、関東軍は李軍を相変わらず庇護した以外は、無意味な飛行を停止すること、また鉄路の接収については北寧路局と奉山路局の間で交渉すべきと答えたので、双方の間には大きな論争はなかった。⁽⁹¹⁾

関東軍側が、長春会議において黄郛に難題を持ちかけなかった理由については、軍の史料からは十分に説明するだけの情報が得られないため、外務省側の史料で補いながら考えてみたい。

外務省の史料の中に、六月二日に内田より有吉に宛てた、華北時局を指導するため北上すべしという命令がある。有吉は、黄郛が既に排日弾圧、内部の強化について口約していたので、「早急ニ北上セハ政治協定等ノ世評ノ為却テ支那内部ノ混乱ヲ来ス虞アル」と指摘し、そのため北上しないと上申した。⁽⁹²⁾ ここで最も重要な点は、有吉が、『大公報』主筆の張季鸞や軍政部政務次長陳儀から、華北行政が広範な権限を黄に与えているため、華北の駐在部隊に関し

ては黄郛と何応欽がそれを処理し、南京はそれに干渉しないという情報を掴んでいた⁽⁹³⁾。さらに、桑島は、日中外交交渉の開始が報道される恐れがあり、対日強硬派の外交部長が更迭された情報もある上、華北における一切の交渉を依然として軍部が主導していたことを取り上げて、有吉の北上に賛成しないと表明した⁽⁹⁴⁾。

現地の中山は、協定が既に日支間の直接交渉を受けた結果であると見ており、有吉の北上が却ってこうした結果に不利な影響を及ぼす可能性がある⁽⁹⁵⁾と主張していた。中山は、むしろ当面の問題は、李際春軍と北平山海関鉄道交通問題等であると指摘した⁽⁹⁶⁾。さらに中山は、もし宋子文がアメリカとの借款交渉に成功し、加えて、張学良が帰国する可能性や西南方面で停戦反対運動が広がることを考慮するならば、黄郛ら親日派が危険に陥る恐れがあると判断した⁽⁹⁷⁾。そして、長城付近の関東軍の兵力をもって、勢力が弱い黄郛と何応欽との合作政権への反対勢力に対抗することで、華北の安定を図り、同親日政権を援助すべきであると建言した⁽⁹⁸⁾。

在外外交官らは、こうした華北の状況から直ちに黄郛に政治協定を押し付けることに関しては自制し、国民政府の対日緩和政策に期待をかけるようになった。特に、中山は、塘沽協定が初の日中直接交渉であることを重視し、その協定により華北が安定的な状態になり、その安定状態を維持できる黄郛ら親日政権を支持することで、戦区問題などの解決において有利な立場が得られると考えていたと言える。

こうした認識のもとで、関東軍、戦区接收委員会は、七月二日から六日にわたって、大連で傀儡軍の処理、戦区の接收、北寧鐵路と奉山路との連絡問題を巡って会議を開いた。その結果、傀儡軍に関しては、その三分の二を解散し、三分の一を再編成した後に河北省保安隊という名で灤東に継続して駐屯させることに合意し、北寧路通車に関しては、関東軍が、中日「満」三方からなる委員会を作り、共同で管理するという案を提起したことに対し、中国側は「満州

国」の承認に繋がる動きには注意を払っていたので、同案を拒否した。⁽⁹⁹⁾ また、委員と李際春側は、唐山で一四日から一九日までに関東軍の斡旋のもとで合議し、五一・五万円の改編金と合法的ポストを与えることを前提として、傀儡軍の改編に合意した。⁽¹⁰⁰⁾

中国側は、この三つの善後会議において成功したように見えるが、これらは関内外の通車を約束するという犠牲の上に獲得したものであった。なぜなら、大連会議において、奉天と北平との「国際直通列車」の運転の「実施期日其ノ他細目ニ就テハ別途協議ス」という口約が残されたため、これが後に関東軍側が関内外通車、通郵、通航を要求する際の口実に使われることになった。⁽¹⁰¹⁾

この時期は李君山が「密月時代」と称するように、陥落した二二県も、七月二三日までに一五県の接收が進んでおり、八月三日までに遵化以外での作業は一段落を遂げていた。⁽¹⁰²⁾ そして、黄郛は、華北状況の報告と今後の対策について蒋介石と相談するため、三日に南下した。

3. 善後交渉の変質

黄郛が南下する一日前に、中山は、「長城各口警備、関内外郵政、山海関等处海関等問題」について話し合うため黄を訪問した。⁽¹⁰³⁾ 柴山は、黄の第一回南下を自らの権限拡張を要求するためと見ていた。⁽¹⁰⁴⁾

黄郛が六日に、汪精衛が一日に牯岭につき、蔣汪黄の三人は、再び対日方針について協議した。その内容については、具体的な記録が残されていないため正確には把握できないが、中山が提出した三件について相談したものと推測できる。黄は、「自分が述べた対外策が受け入れられた」と記したが、蔣は「対倭外交方針を定め、妥協すること

には変わらない」としか記していなかった。⁽¹⁰⁵⁾そして、蔣と汪の内諾を得た上で、黄郛は上海で「山海関税関、東北郵政、長城沿線各関口の検査、北寧路連運等の問題について各主管部門との意見交換を経て、その上で北平に帰って処理する」ことを計画していた。⁽¹⁰⁶⁾しかし、宋子文が帰国し、蔣との会談が実現したことによって、黄は、九月六日から開催予定の廬山会議においては、八月になされた合意から多少の違いが出てくる恐れがあることを憂慮していた。⁽¹⁰⁷⁾また、黄郛は北平公安部長と北寧路局長の二つポストに関して、現職の東北軍系統の鮑毓麟と錢宗澤に入れ替え、それぞれ日本留学経験をもつ余晋蘇と閔東軍と交渉している殷同を当てる提案をしたが、政府内にて反対された。そこで、蔣介石から当該人事への支持が得られるまで、黄郛は帰任を延期した。

九月七日に、蔣介石は、廬山会議において「対外方針を既定の弁法に従うと決めた」と黄に伝えた。⁽¹⁰⁸⁾その規定の弁法とは、東四省の割譲、満州国の承認は絶対承諾できないという以外は、黄ら華北当局に相当の自由裁量を附与するという内容であった。⁽¹⁰⁹⁾この会議では、国民政府は「先安内・後攘外」の立場を取り、「中共の掃討が最重要課題」であるとし、「自救・自存」と「国力の増強」という「救国大計」を確定した。⁽¹¹⁰⁾

一方、華北では、外交部と鉄道部が、閔内外の通車を許可しないという主張を堅持したため、閔東軍は唐山から山海関までの中国側の接収を阻止する措置を取り、双方は対峙していた。そして、大連会議の続きという名の下で、閔東軍側、奉山局と北寧局の代表者は、八月八日、九日に奉天で列車運転引続、奉山北寧両鐵路接続駅の処理、清算、閔東軍の軍需品輸送、連絡及「国際」直通列車という五つの項目を巡って交渉した。⁽¹¹¹⁾閔東軍側は、巧みに中国側を「満州国」承認に引き寄せようと企図していた。⁽¹¹²⁾奉天会議では、殷が一〇月中に奉天または天津にて閔内外通車に關する会議を開催することを約束した。⁽¹¹³⁾

軍事関係も悪化していた。九月一日に、宋哲元は、非武装地区に入った吉鴻昌、方振部らの部隊を討伐しようとしたが、承德特務機関長松室孝良により、宋軍が昌平と延慶一線の延長線内に踏み込んだことが協定違反であり、日「満」軍が断然たる措置を取ると警告されたことを蒋介石に報告した。⁽¹⁴⁾ 何応欽は、関東軍が長城線に進出することで政治問題になることを恐れており、協議のため岡村の来平を要請すべく関東軍と交渉したものの、展開がなかった。⁽¹⁵⁾ 岡村は黄郛が北平に帰任するなら、自分も自発的に赴くと答えたため、何は、蒋介石に黄の早速の帰任を促すよう懇請した。⁽¹⁶⁾ さらに、政整会委員の蕭振瀛から、日本が内蒙古の独立を企図し、百靈廟にて会議を開き、扇動しているとの報告があった。⁽¹⁷⁾ こうした情勢の中で、蒋介石は、平津の人事に関して黄の意に沿うことを決め、黄の帰任を促した。⁽¹⁸⁾

一〇月四日、黄郛は北平に帰任した。二〇日に、黄は交通部長朱家驊に対し、東北郵政が遅かれ早かれ協議されるので、部としての最高原則が早く定まることを願っているという連絡を入れた。⁽¹⁹⁾ 二七日に、殷同は北寧路局長に就任し、直ちに通車交渉に従事した。朱には、一月三日に郵政をめくり暫くは現状を維持するという国防会議の結果を伝え、もし日本側が変更を申し出ても、それをうまく断るよう返電した。⁽²⁰⁾

黄郛が南で蔣、汪ら南京中央と様々な善後交渉を準備していた時期に、関東軍側は、黄ら華北当局との間で政治協定を結ぼうとしていた。

関東軍側は陸軍中央に対し、八月三〇日付で、停戦協定に伴う善後処理に関し、北支政権と「満州国」との間で通商、交通、通信等の諸問題を解決すべきという主張を上申し、同時に、第三課の試案である「停戦二関スル協定二件フ善後処理要領」を原田課長が帰朝の際に提出させた。⁽²¹⁾ その方針は、三つの内容を含んでいた。⁽²²⁾ まず、当協定を通

して、北支政権に實質的に親日滿の必要性を認識させ、追つて日「滿」支親善という段階に進めることである。次に、協定の実施は、当初は関東軍との間で行われたが、今後は「満州国」と華北政権との直接交渉に移行することである。三つ目は、当協定及び他の取決めを達成するに当たつて、あらゆる機会を利用し、北支政権に名実共に「満州国」を承認させることである。要領には、国境、山海関方面の問題、水陸兩路の通商貿易の復活、相互の郵政、電信電話連絡の復活、滿州と華北間に航空路の開設、華北地域内の反滿抗日運動と滿州国への攪乱の企図の一切禁止という七項目の内容が含まれた⁽¹²⁶⁾。特に、国境の項は、「長城線ハ滿州側ニ含ムモノトス」、「長城南側及西側ニ接続スル部落ニハ各境界ニ於ケル諸般ノ事務ヲ処理スル為必要ナル滿州国ノ機関ヲ設置ス」となつていた⁽¹²⁷⁾。

関東軍側の案に対して、陸軍中央は全面的な支持を与えたほか、交通、通信、航空などの設定に関して、「満州国」と華北政権との間で直接交渉を行わせることを希望するが、やむを得ない場合は「満州国」の地方官庁又は会社等と中国側の地方的又は業務的機関等との間に合意を成立させるのも一案であり、交渉の時期に関しては、中国の政局及び華北政権の立場を考慮する必要があるとの指示を出した⁽¹²⁸⁾。外務省の返電は、それへの支持を示し、もし「満州国」の承認が困難になる場合は、その「認容」を要求すべしと命令した⁽¹²⁹⁾。政整会と軍分会による同案の交渉開始に先立ち、関東軍側が成案を作成していたという過程は、臧运社の研究において明らかにされているので詳細はそれに譲り、以下では、関東軍側がこうした強硬な要求を華北側に突き付けた理由について見てみたい。

九月二五日に、岡村は「満州国」の國務院に、塘沽會議と大連會議の際に、政治協定の締結だけでなく一般的な政治問題にも触れることができず、特に、大連會議では善後処理に関して、単に戦区の接収、雑軍の整理等の原則のみを規定したのみで、細部が未解決のまま放置されたと説明した⁽¹³⁰⁾。即ち、関税、郵政、航空路、長城戦の警備等は、

具体的な取り決めが出来ていないため、日「満」中間に意見の相違が生じる可能性が高いので、「華北政権ノ動揺、関東軍ト北支政権トの精神的融和ノ不完全」となる、と述べた。⁽¹²⁹⁾これが、政治協定を提案した理由であると指摘できる。また、岡村は、関東軍が今後、満州国と華北政権との間で「橋渡し」の役割を果たすことになる⁽¹³⁰⁾と宣言した。こうして、関東軍、陸軍中央、外務省は、華北政権に対して、今後の善後交渉を通じて満州国の承認若しくは認容を求め、政整会が緊密な親日「満」政権になるべきだという意思を押し付けた。一月六日から九日まで行われた北平会議の詳細は先行研究に譲るが、以下では、その過程において喜多が明示した意見と黄の思惑とのずれを見ていきたい。

交渉にあたって、黄郛らは従来の方針を堅持することを決めていた。⁽¹³¹⁾七日朝の予備会談において、黄郛は、長城線の警備権が「当分ノ間」に日本軍にあるという文字を挿入し、それを交渉の原則として関東軍に同意させようとしたが、岡村は応じなかった。⁽¹³²⁾塘沽協定と北平会議の議論を比較すれば、関東軍が「概ネ長城ノ線ニ帰還ス」の「概ネ」いう文字を、「長城線ヲ含マサル」へと質的に書き変えていたことがわかる。⁽¹³³⁾喜多は、「長城線の警備権が日滿側にあることが本案の精神」であり、「概ねの意味が長城線の左右近傍であり、必ず長城線までに至るわけではない」と主張した。⁽¹³⁴⁾通商と通航に関して、黄郛は、前者は自分と何応欽の権限外であり、取り決める⁽¹³⁵⁾ことは難しいが、後者は自分と何が華北にいる限りは、第三国との間で航空を交渉することはないと保証した。また、黄郛は今回の協議はあくまでも相談であり、強圧的なものではなく、中央の諒解の下で行うことを要望したが、喜多は、塘沽協定に先だつて関東軍が既に平津を掌握済みであるという情勢にあり、今回はその延長線上の会談であるため、中国が完全に対等な態度で一々言い争うことは大きな間違いであると⁽¹³⁶⁾言明した。

会議の結果、「北平申合事項」⁽¹³⁷⁾が成立し、黄郭らは関東軍側の要求を完全に受け入れることとなった。⁽¹³⁸⁾ 中国側から見れば、黄郭が申し出た意見は一蹴され、殷同が提出した「北平会谈追加事項」を「希望事項」として扱う要望も拒否された。⁽¹³⁹⁾ この会議は、「満州国」承認に一步を踏み出したものであり、華北政権の長城線以南の警備権は失われた。⁽¹⁴⁰⁾ その意味で、同会議は塘沽協定とは異なる新たな「協定」であると見なすべきであろう。

中でも、八日午前に、黄郭は一個人の立場で岡村を訪問し、条件の緩和を説得しようとしていたが、「彼（岡村）は我が国に同情する立場しか表明できない、根本的な政策を放棄できない」という失望的な対応であった。⁽¹⁴¹⁾ 黄郭は、「屈しなければ直ちに反撃されるが、屈服すれば辱国喪権」、「関東軍は横暴と失信」であり、「関東軍（特に根本）は度が過ぎている」と認識していた。⁽¹⁴²⁾ 蒋介石への報告には、「（一）会谈では換文また署名をせず、記録のみ、（二）塘沽協定の未了事の一部であり、偽国を承認する意はなし」、「とりあえず、我方が偽国の存在を取り消す實力を持たない限り、口頭のみで偽国の進行を阻止することはできない」というやむなき心境が吐露され、各界に諒解を求める要請も含まれていた。⁽¹⁴³⁾ 大連会議と北平申合事項は、黄に相当大きな衝撃を与えた。政府内でも汪蔣に反対する気運が濃厚となり、黄郭は「頗る悲観的」⁽¹⁴⁴⁾ になった。

善後交渉をめぐる以上の経緯は、日中双方の立場から次の二点に纏めることができる。まず、日本側としては、関東軍側の塘沽協定及び政整会に対する認識から判断すれば、華北の政局に必ずしも満足していると言えない。また、関東軍側が政整会に「満州国」の承認を求めることを諦めていなかったことは、第一次大連会議の時に、関内外の通車を契機にその承認を迫ろうとした点からもわかる。次に中国側としては、塘沽協定の締結を契機に、南京中央は黄郭に権限を与え過ぎてはならないと気付き、その権限を縮小し始めようとしていた。黄は、八月の蔣汪との会合にお

いて権限拡大の説得には成功したものの、帰任直後に北平申合事項が承認されたことで、再び困難な立場に置かれ、自由に行動できる政治空間が制約されたことが窺える。

三、「三通問題」と華北問題の顕在化

1. 華北政局の亀裂と「通車」の実行

申合事項が成立した以上、通車、通郵、通航という三通問題を巡る交渉が開始されるべきだが、中国側では一月二〇日に福州事変⁽¹⁴⁵⁾が勃発し、それに伴って反政府運動も高揚していた。そのため、汪精衛は、一時交渉を差控えることを決定した⁽¹⁴⁶⁾。また、一月一六日に立法院長孫科が、通車交渉の実施を殷同の越権行為として処罰すると主張したため、善後交渉の継続は一層難しくなった。さらに、国民政府による福州事変の処理の影響は華北の政局にも及んだ。例えば、華北の将領ら、特に韓復榘は中央政府内の不穏な様子に不安を感じ、「連省自保」で華北を安定させることを主張し、黄郛を華北の盟主として擁立したいと黄郛を揺さぶった⁽¹⁴⁷⁾。黄郛の側近であった湯児和、何澄、許卓然も、北方の結束、河北省での半独立政権の確立、日本との合作・提携を黄に上申した⁽¹⁴⁸⁾。しかし、黄郛は第三回政整会会議において、現状維持に努力する旨を説明することで、将領と文官らの不安を解消しようとした⁽¹⁴⁹⁾。

福州事変は一月一三日に収拾した。それにより、蔣、汪、黄一派の地位が安定的になったと見た関東軍側と中山は、黄郛が南下する模様を察知して、交渉の再開を迫ってきた。

二月九日、関東軍は根本に、黄郛を督促する他、北支政権の権限の拡大・強化及び国民党部を華北から駆逐することに關して、蒋介石の保障を求めるよう訓令を送った⁽¹⁵⁰⁾。そのため、根本は二月一三日の黄郛訪問⁽¹⁵¹⁾に加え、三月一

日、満鉄理事十河信二と共に黄を訪れ、それぞれの口から申合事項の早期実践を促した。⁽¹⁵²⁾三月二十九日、中山は「停戦協定当時口約セラレタルモノノ内実現セサルモノ鮮カラス河北ノ現状ニ対シ日本側ニ於テ不満ヲ抱クモノ漸ク多ク」と黄に注意を喚起した。⁽¹⁵³⁾

黄郛は、申合事項を含む幾つかの件を巡って、蔣と汪に相談するため南下するつもりであったが、斎藤実首相が「東京内政の移転と満州国を帝政に変える」説明のため使者を北平に使わせたので、その招待に応じた。⁽¹⁵⁴⁾加えて、孫殿英問題及び玉田保安隊問題等の処理のため、北平を離れることを延期した。⁽¹⁵⁵⁾ようやく四月三日に、黄は平漢線を使って南下し、五日に漢口に着き、記者会見に応じることで、国民の諒解を求めようとした。⁽¹⁵⁶⁾続いて、六日に南昌に着き、蔣介石に会った。

黄郛は九月一九日に帰任したが、彼が留守の約半年の間に、華北政局には亀裂が生じていた。

黄郛は外交に悪影響を及ぼさないために、汪精衛も南昌に相談するよう、蔣介石に求めた。⁽¹⁵⁷⁾汪精衛が一日の午後、南昌に着くや否や、黄郛は華北の内外情勢とそれへの対応方法について相談しに赴いた。⁽¹⁵⁸⁾その日と翌一二日の夜、黄、蔣、汪の三人は、国際情勢全般、対日方針、および林陸相の辞任後の日本国内の形勢の推移を巡って討論を行った。⁽¹⁵⁹⁾この時点での蔣介石の日ソ関係観は、もし日本国内の文武の主張が一致しないならば、一年後にソ連が必ず攻勢を取り、空軍が日本を攻めて、第二次日露戦争が勃発するといふものだった。⁽¹⁶⁰⁾言い換えれば、蔣介石は日ソ開戦に期待をかけていた⁽¹⁶¹⁾ことになるが、両国間で中国が如何にして中立を保ち得るかが課題であった。なお、通車、通郵など具体的な問題に関しては、三人の議論の詳しい記録は残されていないが、一七日上海にて行われた黄と有吉の会見から、その内容を窺うことができる。黄郛は、通車問題では原則的な諒解が得られたが、その具体的方法に關

しては北に帰つてから双方で協議するため、約定が具現化されるまでは秘密を厳守すべきであると語つた。⁽¹⁶²⁾つまり、通車問題に関しては、汪と蔣がある程度まで同意したが、通車問題はまた議題にできないという段階であつた。

加えて、黄郛と有吉の間で二件の合意に達した。一つは、両国が自国の（交渉の―筆者注）最低限の草案を準備し、全責任を負える人を選定してから協議を行うことにより、膠着状態が打開できるだろうということであつた。もう一つは、草案があれば、お互いに相手の意向を了解し、国民の懐疑心を一掃することができるとあるため、現在のような瑣末な問題をどのように解決するかを考える上で助けることになる、ということであつた。⁽¹⁶³⁾

一方、華北では、柴山が四月九日に、中国側が通車通郵などの問題で進展を示していない状況を批判した上で、一日に北寧路の各駅において日本軍を増員し、通車通郵を強行すると言ひ放つた。⁽¹⁶⁴⁾また、参謀本部支那班長影佐禎昭は、天津に赴き、通車通郵等の問題を必ず実行すべしという軍中央部の意思を伝達した。さらに、これらは枝葉の問題に過ぎず、根本的な問題は黄郛が帰任して提出すべしと言明した。⁽¹⁶⁵⁾さらに、二四日に、儀我は、黄が塘沽協定の接収の権利を行使する一方、その約定等の義務を実行しておらず、それに関して日本側が種々の方策を準備していると語つた。⁽¹⁶⁶⁾黄郛は、影佐と儀我の発言から、両者が自らに不満を示していると自覚してゐた。⁽¹⁶⁷⁾加えて、四月一七日に外務省情報部長である天羽英二が、中国における欧米勢力を排除するという声明を行つた。華北の情勢は、いよいよ厳しいものになつてゐた。

この時点で国民政府と黄郛は、陸軍省から関東軍、支那駐屯軍、武官らに下される五月一九日付の命令の内容についてまだ知らない。それは、既往の約束の履行が最も重要であり、その実施に当たつて、黄郛の立場が困難になる、あるいは失脚させられることになつても、申合事項の実現を要求するように、という内容であつた。⁽¹⁶⁸⁾

こうした情勢の下、一七日に汪精衛は、通車問題を速やかに進行すべきであると黄郛に打電した。しかし、開灤炭砒のストライキに際して、日本軍が居留民を保護するという名目で艦隊を北戴河に派遣したため、日本側が戦区地域に侵入することとなった。黄郛は日本側が北戴河に艦隊を派遣したことを停戦協定の拡大解釈と見なした。これが、黄郛が二一日の殷同への電報において、塘沽協定の取消を提起する直接の原因でもあったと言えるだろう。⁽¹⁶⁾

通車の交渉に関して、汪精衛は、国際連盟諮問委員会が英国の提出した満州通郵の事案を巡り五月一四日に議論するため、通車問題もその会議後まで延期しようとした。しかし黄は、通車交渉の際に通郵問題も同時に解決するように要求される恐れがあり、却って中国に不利になるのではないかと憂慮した。⁽¹⁷⁾黄郛は、正式の交渉を開始する前に、通車の方法に関する双方の意見を交換しよう、殷同に命じるべきだと考えていた。⁽¹⁸⁾そして、黄郛は「今回の交渉に乗じて、戦区の瑣末な問題（例えば貨物自動車、大同公司、馬蘭峪の偽軍問題等）をその交換として解決することは良いが、無理に解決しようとしてはならない。それは本題の障害となるからだ」と殷に指示を出した。⁽¹⁹⁾

殷同が一四、一五日に、山海関で「満州国」鉄道総局長の宇佐美寛爾、関東軍司令部附の後宮淳、柴山との間で協議を行った結果、九点からなる協定案が達成できた。⁽²⁰⁾奉天会議の時に下地が敷かれていたので、協定案では重大な意見の衝突はなかったが、一点だけ追加があった。それは、通車の運営が中国側と「満州国」側によるものではなく、「東亜通運公司」という空名の組織を作って行う、つまり第三者の経理によるものとしたことである。黄郛がこの項目を追加した理由は、第一案（奉天会議―筆者注）に以下のような不備があったためだった。⁽²¹⁾すなわち、「一、行車職員が関外に向いた場合に、万が一その地方で法律問題が発生したなら、満州の法律に従って処理される。中国の国営鉄路の職員が満州国の法に服従することになる恐れがある」、「二、関外の行車に関して、先方に代価を支払わない

で利用させるわけにはいかないので、その清算は北寧と奉山との間で直接行うべき」である。⁽¹⁷⁾

五月三〇日、汪は、中政会が通車案を蔣と汪の全責任で処理することを議決し、その実行に関しては政整会、北寧路局及び各関係部門が行うという決定を行ったことを黄に打電し、黄の帰任も促した。⁽¹⁸⁾ 通車の方法について、黄は上海銀行經理の下、旅行社によって実行しようと考え、日本側と協議するため、六月九日に殷同を柴山に同行させ、大連に派遣した。⁽¹⁹⁾

通車案は、二八日に北寧路局が公布し、七月一日に施行されたが、その公布をめぐり、汪、黄二人の間に意見の相違があった。李君山の研究によると、黄が中政会に提出し可決させるという正当な手続きを求めたことに対して、蔣と汪はそれは困難なため二人で責任を負う形で実行させると主張した。⁽²⁰⁾ しかし、*Huang Fu Papers* に基づいて確認したところ、実際の展開はそうではなかった。実は黄が中央の授權を求めていなかった。なぜなら、黄は、政整会が通車を停戦協定の善後交渉の一環であると主張してきたことを踏まえ、その発表もまず軍分会によって行われるべきだと考えていた。⁽²¹⁾ 南京中央がこうした経緯を了解せず、あくまでも中政会において原則と授權を決議しようとしたことに黄は不満を抱いたのであった。⁽²²⁾ このように、中央における意思決定には制約があるため、黄は先方が関東軍を代表する駐平武官、我が方が政整会を代表する北寧路局という配置こそが対等であり、もしも行政院と関東軍、政整会と武官を対置して事を進めようとする、円滑には進まないと考えていた。⁽²³⁾

結局、通車は実現したものの、内外にまだ多くの困難が残ったため、黄郛は自らの辞任を蔣に申し出た。⁽²⁴⁾ 黄が言及した国内の困難とは、国民と中央の間の諒解の欠如であり、また国外の困難とは、日本側の圧迫と通郵問題であったと考えられる。

2. 協定取消に対する日中の対応

六月五日に、黄郛を標的とする爆殺未遂事件が生じた。⁽¹⁸⁵⁾六日に、黄は有吉に対して、中国は既に通車、通関、通郵など申合事項の中の主要な問題を解決し、関東軍に対する義務を果たしているので、日本軍もその撤兵を履行するよう要望した。⁽¹⁸⁶⁾しかし、黄は「直接二停戦協定自体ノ廃棄又ハ新政治協定ノ希望」を表明したわけではなかった。⁽¹⁸⁷⁾九日に、黄は、撤兵と通車問題を関東軍側と協議するため殷同を大連に派遣した。

その第二次大連会議において、一三日、殷同は、申合事項が公表されていない中で戦区内に天津軍と関東軍の双方が駐留するため、中国の民衆は関東軍の関内駐兵を協定違反と見なし、協定を結んだ黄の立場が極めて困難になっていると訴えた。その上で、「戦区内ヲ正常化スル為是等ノ問題ヲ日支間ノ正式外交交渉ニ移シ」たいという、黄の意向を伝えた。⁽¹⁸⁸⁾岡村は、戦区諸問題を外交に移すためには、大使館及び中央の意見が必要であると応酬した。⁽¹⁸⁹⁾菱刈は、殷の申し入れが解決を遷延し責任を転嫁するためのものであり、政治協定の交渉開始をもつて軍事協定の解消を企図するものだと理解した。そのため、満州問題の解決に関する日中直接交渉の開始に先立って、黄の要求に軽率に応諾してはならないと判断した。⁽¹⁹⁰⁾黄の主張を言い換えるなら、申合事項の中で既に解決した事項を通して中国側の誠意は十分に表明されており、未解決の項目については日中間の正式な外交に委ねたいというものであった。しかし、菱刈は、軍事協定の解消は政治協定締結後に初めて行われるべきであるとして理解していた。史料を照合すれば、政治協定の締結という言葉に触れた最も早い記録は、菱刈の上記の電報であった。

それに対して、黄は、現在の中央の政情から見れば、代替案を容易に作成することができないと認識しており、「一先ず、申合事項の廃止を目指して、越界した兵隊の撤兵に尽くす。我が国の行政主権が尊重させることを目標と

し、それにより、戦区内の一切の紛糾を一掃できる」と殷に返電した。⁽⁹¹⁾ 黄はさらなる交渉をしようとしていたので、殷に對して「柴山の斡旋を懇請」し、「我が方の誠意を諒解し、相当の安慰をくれるならば、今後我々に引き続き努力を行う余地が生じる。これは東亜の百年安危の大計であり、両民族の榮枯に関わる」と伝えるよう指示した。⁽⁹²⁾ そして、天津に戻った殷同は、岡村に對して行った申出を二九日に田中代理領事に対しても積極的に打診した。しかし、岡村は、自ら交渉を回避したのみならず、柴山に「通郵草案を一つ、航空連絡草案を三種類」を携行させ、それを殷に提出することで、この問題を一挙に解決するよう促した。⁽⁹³⁾ しかし、関東軍側の通郵と通航の同時解決という主張に對し、蔣介石はそれを拒絶すべきであると指示し、黄は関東軍の行動が「人の死生を顧みない」と憤慨した。⁽⁹⁴⁾

一方、陸軍省軍事課は、上記の情報に接した後に、六月二九日付の対案を作った。その内容は、「停戦協定ハ尙相当長期ニ亘リ之カ存続ヲ必要トシ此ノ間局部的状態ノ好転等ヲ以テ安ニ停戦協定ヲ改廢スヘキモノニ非ス」というものであった。⁽⁹⁵⁾ 停戦協定取消の時期は、中国側が「満州国」を攻撃しないことを約束し、日中間に明確な協定が成立した後と考えられていた。⁽⁹⁶⁾ それに代わる政治協定については、両政府間で締結するものの、その内容については更に研究する必要がある、もしそれが塘沽と同様の内容であれば日本に最も都合であるが、中国側がそれに応じるかどうかは疑問である、といった見解が含まれていた。⁽⁹⁷⁾ 大城戸三治が、この案を七月四日に外務省第一課に持ちかけ、意見を求めたところ、外務省は七日に「全然同意見」との返答を行った。⁽⁹⁸⁾

こうした硬直状態の中、黄郛はまず通車交渉に力を入れ、それを実現させた後に、再び協定の取消を提起しようとした。七月七日、黄は汪精衛に、自らの塘沽協定締結に至る苦衷を訴え、既に通車が実現したのであるから、同協定の取消を交渉すべきであると主張した。⁽⁹⁹⁾ しかし、この種の交渉は冒険を伴う工作であるため、もし先方が応じない

場合は自分の後任を選ぶか、政整会を撤廃するか、中央が早めに準備をするように汪に献策した。⁽²⁰⁾ 続いて、一七日に黄は、閩東軍側との会見のため殷同を派遣すると岡村に電話を掛けた。黄は汪と蔣に対し、会見が回避されない限りは徹底的に談判を行うべきだが、その結果は予測できない。しかし、それに尽力することが公私共に説明責任を果たすことになる、という自らの考えを伝えた。⁽²¹⁾

岡村は二三日から二六日の四日間に、大連において殷との会見が可能であると黄に返事をした。⁽²²⁾ そこで黄は、協定の取消、及び自ら起草した「通郵会商步驟」⁽²³⁾、および通航の三点を協議するために、殷を大連に派遣した。

その議題の中でも協定の取消に関しては、第一の展開として交渉が順調に進むようであれば、無条件で塘沽協定の撤廃を求め、その代わりに、双方の当局が各自の立場から一つの宣言を発表すること。もし交渉が順調でなければ、第二の展開として、この一年來に戦区に起こった紛糾を一掃すべきであり、塘沽協定を双方が誠実に順守し、拡大や歪曲解釈をしないことを最低限の要求とすること、と命じた。⁽²⁴⁾ 黄は、「任務が成功すれば、命令に従って帰任し、今後の数カ月は安定を維持することができ、その時までには共産党の討伐も完成し、中央の政局も堅固となる」、⁽²⁵⁾ 「もし失敗すれば、鄂が引き続き周旋することは不可能となるため、自らを弾劾して欲しい」と表明した。⁽²⁶⁾

しかし、協定の取消を巡っては、黄と汪の間に意見の相違があった。汪精衛は、無条件での取消をめぐり、それが可能ならばよいが、所謂代替宣言が却って軍事性質を政治性質に変える恐れがあるため、国民の間に再び懸念と臆説が生じると考えた。そこで、まず第二点から着手するほうが、より適切であると主張した。⁽²⁶⁾ 汪はこうした見解を蔣に送り、意見を求めた。蔣は、宣言の内容なども深く研究する必要があるため、汪の意見を支持した。⁽²⁷⁾ こうした意見の不一致の中で、唐有壬が佐藤海軍武官と行った会談では、後者は、唐の話から協定の廃棄より寧ろ履行が望まし

いという印象を受けた。⁽²⁰⁾

七月一七日、外務省は、北平新書記官の若杉要に対し、陸軍省の意見に同意したことを伝えた上で、「北支協定ハ同協定ノ趣旨ヲ保含スル政治協定成立スルカ乃至ハ少クトモ右実現ニ関シ充分ノ成算アルコトヲ必要トスル」と訓令した。⁽²⁰⁾ また、上海において、有吉は唐有壬に対して、新たな政治協定の締結に際しては必然的に「満州国」の存在を前提とするという規定を設ける必要が生じるが、それは中国側にとっては不可能であろうと打診し、唐は、同感であることを示した。⁽²¹⁾

こうした経緯を背景にして、第三次大連会議が開かれた。岡村らは、戦区正常化のため、停戦協定に代わるべき新たな政治協定を締結することを正式に提示した。政治協定の交渉は政府間で行われるもので、軍部は関与すべきでないものの、一方的な声明などを用いて停戦協定を破棄することは不可能であることについて念を押した。⁽²¹⁾ また、上海での外交接触の場においても、有野学書記官は戦区の排日抗日運動の停止と中日「満」の保持が、協定取消の条件であると声明した。⁽²²⁾

こうして、停戦協定の取り扱いに関しては、黄がその取消を目指したものの、日本側はそれに代替するものとして政治協定の締結を要求してきた。そうした政治協定を結ぶことは中国の国内情勢からは不可能であるだけでなく、その是非を巡り黄と汪蔣との間に意見の不一致もあった。したがって、停戦協定の取消が極めて困難であったことが窺える。

また、通郵と通航に関しては、蒋介石は通郵の原則はそれなりに適切と見なしたものの、連航に関しては実行しない方がよいという考えであった。仮に通航の実施がやむを得ない場合でも、航空会社は必ず中国側で管轄し、空港も

榆関、古北口、多倫の三カ所に限定し、内地に向けての航路延長をほのめかす語句が紛れ込んでいてはならないと黄に伝えた。⁽²³⁾ 第三次大連会議において、双方は八項目について合意に達し、その中で通郵に関しては、双方がまず北戴河で原則を協議することと決められた。⁽²⁴⁾ このようして、通郵をめぐる準備工作ができあがったと言える。その後の展開は、黄の帰任後の行動次第であった。

黄は帰任する前に、廬山で一か月ほど滞在した。廬山会合の開催に伴って、華北政局に悪影響を及ぼす出来事が生じた。それは、影佐が黄郛を華北から排除しようとする動きであった。こうした動きに対して黄は悲憤し、そのような所作は内外とも諒解しないであろうと感嘆した。それでも協定に齎した平和を尊重し、岡村、梅津美治郎、根本に対して、影佐の意見が軍部の多数意見を代表するものかどうかを伺うことを殷に命令し、もしそれが多数意見であれば、「私は影佐の意に従って、北行しない」と表明した。⁽²⁵⁾ 殷の問いに対し、鈴木がそれを否定したため、この件は一巨鎮火した。⁽²⁶⁾

黄は、九月六日に上海に戻り、翌日には日本側が、既に交渉の人員が配置できたので、中国側も速やかに委員を決定するようにという関東軍の意見を朱家驊に伝えてきた。⁽²⁷⁾ 朱は、八日に郵送総局の高宗武、郵務長余翔麟、天津副郵務長曹鑑庭の三人を委員に選び、高を主席としながらも殷同の同席を要請した。⁽²⁸⁾

3. 華北政局の動揺と「通郵」交渉

「通郵」交渉の過程については、先行研究において既に詳細が明らかになっているので、この節では、主に通郵交渉に伴って生じた駐華日本官憲の対中政策の変化と、それに並行して黄が行動できる政治空間が縮小する過程につい

て見ていく。

陸軍中央の黄に対する強硬政策については前節で説明したが、駐華日本軍人の対中政策も著しい変化を見せていた。そのことは、「満州国」軍政部最高顧問となった板垣征四郎が一九三四年八月二七に作成した「満洲国ノ対支施策統制ニ関スル意見」の内容からわかる。その中で板垣は、国民政府は有害政権であり、その存在を否定し、打倒するためには、秘密施策に着手することが急務であり、一先ず、河北省の領有又は絶対指導権を獲得することが目標であるとした。⁽²⁰⁾ この意見書は、参謀本部、陸軍省、支那駐屯軍参謀長、各地武官、および土肥原賢二に配布された。こうした中央と現地軍内部との意見の通達が、一九三五年の自治運動を策動する源泉となったと言える。

また、黄と交渉関係を持った影佐と柴山は、既に黄の権限が制約されている現状を理解していた。それは、黄郛が帰任する前の会談からも明らかである。影佐は、南京が華北に軍権を附与しておらず、行政権も有名無実であり、財政権も協定後に剥奪し、外交権も回収しようとしていると黄に対して指摘した。黄も、自らは既に権限を失っているため、北上しても意味がないと吐露していた。⁽²¹⁾ 柴山は、黄の外交権限に若干の拡張を認めるものの、最近の南京中央の情勢から見れば、蔣、汪二名の諒解のみでは実行の可能性がないと判断していた。⁽²²⁾

このように華北の政局に動揺が生じていた時期に、通郵交渉が開始された。交渉の当事者は関東軍の嘱托（藤原保明ら）と交通部であったが、殷同と李択一のほか、儀我と柴山もオブザーバーとして参加した。北戴河での協議では、藤原が「満州国」切手の発行、「満州国」及び新京の地名の使用、そして郵政庁の設立という三つを承認するよう要求し、一般協定は関東軍と中国側との間で行うものの、事務的な取決めは「満州国郵政庁」との間で行うように迫った。⁽²³⁾

通郵をめぐる第一回の正式な交渉は二八日に殷同宅で開かれた。関東軍側は、郵便物の中「満」直接交換と電信電話の同時解決を要求した。⁽²²⁴⁾これに対して、高宗武らは、電信電話は自らの権限外であると主張し、それ以外の要求についても全て拒否した。⁽²²⁵⁾このように交渉は最初から対立したため、双方とも、南京、長春に請訓を求めた。汪精衛は、「満」側の切手を拒否し、郵便物は第三者を介して交換するという意見を持ったが、黄郛は、国連の決定に基づき機関と機関との関係さえ守られれば、他は譲歩してもよいという見解を抱えており、両者の意思はかなり食い違っていた。⁽²²⁶⁾この食い違いが、その後の汪朱対黄の意見対立の構図となった。一方、一〇月一日のオブザーバー会議で、儀我と柴山が殷と李に通郵を承認するよう要求し、翌日、殷は最初の訓令には郵政庁の承認は含まれていないものの、黄郛が責任を持ってそれを認めるように委員に命じると返答した。その上で、「満州」の文字だけは絶対に削除するよう懇請し、それ以外は大きな問題ではないと判断していることを漏らした。⁽²²⁷⁾双方にそれぞれ回訓が届いたので、四日に交渉が再開したが、切手問題を巡る双方の意見の懸隔が甚だしいため、会議は中断された。五日に柴山は、「連航と通郵交渉の中の切手を交換する」と黄郛に言い出した。⁽²²⁸⁾つまり、日本側が連航の提出を中止するが、その代わりに中国側が「満州国」の切手を受け入れるという交換条件である。これに対して、窮した黄は日記に「次々と強制してくる。手段も百以上だ。憂慮の極めだ」と記している。⁽²²⁹⁾

高らは一〇月一八日に朱ら交通部による「通郵談判大綱」を携行し、北平に戻ると直ちに交渉に臨んだ。ここで注意しなければならないことは、黄郛自身は二一日に至るまでこの大綱を明示されていない点である。⁽²³⁰⁾関東軍側が二一日のオブザーバー会議において、殷らに最終案を提示したため、双方は完全に対立構造となっていたと窺える。二三日に柴山と儀我は、再び黄郛に「通電通信の明示」を要求し、黄は「次々と要求される状況が何時まで続くのか」

と自らの無力な心情を記した。⁽²³¹⁾ 関東軍側が二六日に最後案を正式に提出したため、これでまた交渉が決裂する危機に瀕した。これを見た殷は、まだ協議の余地があると考え、中央に請訓し、回訓が来るまで会議を中断するよう幹旋した。⁽²³²⁾

一方、蒋介石は、西北視察のため一〇月四月に武漢から北上し、健康診断のため二四日に北平に入った。北平公使館附海軍武官補佐官沖野亦男の情報収集によると、蒋介石の北上は、主に三つの目的をもっていたとされる。⁽²³³⁾ 第一に、華北の掌握及びその安定化のためである。その掌握とは、蒋介石が、韓復榘、商震、于学忠、宋哲元、河南省主席劉峙等華北要人と会見を行ったことを指す。安定に関しては、日本側の対華北政策の真意を探ることと、それへの対策としては日本側が喜ばない人物を逐次更迭し南下させ、その後任に蔣直系の勢力を北漸させようとするものと見られていた。⁽²³⁴⁾ 第二に、日本の対中態度についての認識である。蔣は、日本側陸海外の代表者と会見した際に、国民党の排日工作を漸次に改め、根本的な諒解を促進するため、日本側の大官との会談を求めると表明した。⁽²³⁵⁾ 第三に、西南に対する態度緩和のためである。沖野は、蔣が中央軍の武力による西南制圧により西南派を刺激しないように、暫く身を北に置き、西南派との間の関係を緩和しようとしていたと見た。⁽²³⁶⁾ これは、全国の統一を鞏固にするための方策でもあったと考えられる。

蒋介石は北平滞在中、三〇日に高と余を招き、通郵交渉における第三者の介在に関しては、あまり拘らないようにと述べ、黄郛の意見を支持した。⁽²³⁷⁾ 一月二日、黄郛と殷同、楊永泰は、二時間にわたり通郵をめぐる意見を交換したが、難局を打開する良い方法はないと感じた。⁽²³⁸⁾ 六日に、黄郛は唐有壬への電報において、自分が日本に権利を譲るといふ点は否定した上で、「万が一気まずい思いの中で会談が決裂した場合に、第一に、今後の影響はどうなるの

か、第二に、今後は永遠に通郵を回避できるのか。もし種々の悪影響が発生した後に、それでも通郵を回避できないとなると、国家にはるかに大きな苦痛を与える」ことになると指摘した。⁽²³⁾

一方、南京では、唐有壬、朱家驊が須磨弥吉郎総領事との間で通郵交渉をめぐり意見交換を行い、こうした接触をもとにして、七日に汪精衛と朱家驊が最後の譲歩案を作り、八日に国防会議を通過させた。汪は、通郵問題は高余両君が先方と談判すること、中央は最後の適切な時機に黄郛に対し、初めて交渉の中に入り、指導に当たると命令する、という政策を蒋介石に対して打電した。⁽²⁴⁾ この政策から、南京側が、黄郛が閩東軍側に更なる譲歩を行うことを恐れており、そのため黄が動ける自由な空間を制限し、通郵交渉から排除しようとしたことが明らかになる。第三者機関の設置に関しては、汪は我が方の設置であるため、先方の同意は不要で了解のみを得ればよく、通郵の一切の事務を妨碍することはないと主張した。⁽²⁴⁾ 汪の理解は、閩東軍が「三通」問題を南京と「満州国」との間で直接交渉させようと計画していた動きとは正反対のものであるといえる。この相違が、既に膠着状態に入った北平の情勢に一層困難を与えることとなった。黄郛は、双方の案を比べて、「距離がはるかに遠い」ことを知り、第三者の設置よりも郵務代弁所を設置したほうが、両者が「接近しやすい」という主張を蒋介石に伝えた。⁽²⁴⁾

一月一〇日に再開された会議では、藤原が日本の最終案に対して「一字一句の修正」も許されず、「イエスカノーカ」を応えるよう脅迫した。⁽²³⁾ 一日に藤原らは、七項目からなる通郵申合事項を提出し、それが決定的な最後案であると声明した。⁽²⁴⁾ 一七日に高と余が黄郛のところへ殺到したため、黄郛は彼らに大局を顧慮すべきであると勧めたが諒解してもらえず、その後、柴山と儀我も黄を訪問し、一九日までに解決できなければ、交渉決裂とみなすと脅かした。⁽²⁵⁾

こうした情勢のもと、黄郛は、交渉が危険状態に陥っている実情とその問題点についてすぐに蒋介石に陳情した。最も大きな問題点として、黄は「主管部が委員に与えた訓示は、夏に牯岭で汪先生と共に合意に達した手順や原則と異なる。それは国連原則を抽出的に適用したため」であると訴えた。「切手と消印に関してようやく譲歩を得たのに、南京が突然、交換は第三者の中間機関によると提案した」ことで、「先方は私が故意に会談を逆行させることを認めたと非難された、と苦情を吐露した⁽²⁴⁶⁾。また、「中央からは、いつ、何故に牯岭で達した手順と原則を変更したのかを知らされておらず、突然、国防会議及び政治会議に提出された変更についても、事前には通知されていない」と、自分を政策決定から排除したことをめぐり、汪ら中央に対する不満を明言した⁽²⁴⁷⁾。さらに、「高と余は困難に遭うたびに、私のところに助言を求めてくるが、私の建言を一回も受け入れることはない」と説明した⁽²⁴⁸⁾。黄は最後に、自身が板挟みの状態にあることを説明した後、難局を打開するためには、国連の決議に沿って交渉すべきであると強く建言した⁽²⁴⁹⁾。

しかし、一九日の朝、再開した交渉は間もなく決裂した。これを知った黄郛は直ちに柴山と儀我を招き、局面を挽回しようとすると同時に、蔣と汪に電報を送った⁽²⁵⁰⁾。唐有壬に対し、交渉が決裂した原因は「一、国連原則を利用しなかった、二、各方面が関与しすぎており、その中での見解も違い、情勢の緩急の認識も異なる、三、事務担当者自身の権限のみを考慮し、その着眼点が問題本体のみに限られ、通郵以外の連帯関係と兼ね合わない、四、外交技術が極めて拙く、個々の対策が前後で一致していない」という四点を取り上げた⁽²⁵¹⁾。各方面からの情報を照会した黄郛は、通郵の行き詰まりが「全般的な対局に悪影響を及ぼし、そこから勝ち取れるものが小さいのに対し、失うものは大きい」と、中央に注意を促した⁽²⁵²⁾。

黄郭の要請もあって、唐有壬は二一日に北平に入り、双方は二三日に徹夜の協議を経たのち、二四日午前六時半に、中国側が閩東軍の案を完全に受け入れる結果となった。⁽²⁵³⁾ 交渉は妥結したが、その困難に満ちた過程は、停戦協定の全てについて解決し得るまでには、尚前途遼遠であるという印象を日本側に与えた。⁽²⁵⁴⁾

一方、一月に入ると、黄郭が閩東軍側に更なる譲歩を示していたこと、及び常に大局についての提起をしていた理由が、彼が接していた情報に影響されていたためであることが明らかになる。一月六日、黄は「(一) 少壮派の首領は、参謀本部が磯谷、陸軍省が永田、満州方面が板垣であり、(二) その幹部は酒井、楠本、影佐、和知、花谷、儀我等であり、(三) 北支協会の内容がどのようなものであるか」を知らされた。⁽²⁵⁵⁾ 一九日に、柴山と儀我が相互に、上海と閩東(大連)の武官会議に参加することを伝えていた。黄郭は、これらが空言の脅迫か若しくは警告の性質かを判断できないと蒋介石に報告したが、「今後、大局が推移するのは必ずこの三、五日以内である」と認識した。⁽²⁵⁶⁾

黄がその動きに関して情報を得た武官会議とは、一月一二日に青島、一六日に上海、一九三五年一月三日に大連で開催されたものである。⁽²⁵⁷⁾ この会議の発端は、板垣の意見書まで辿ることが指摘できる。

通郵交渉が妥結した後の一二月二七日に、柴山は自分が内地へと転任となったことを伝え、沖野は柴山の転任後、日中関係に変化の兆候がある、と黄に告げた。⁽²⁵⁸⁾ 黄郭は、新年に向けて南京に戻るよう計画していたが、北平新旧武官の入れ替えに対応する必要があるため、それを延期した。⁽²⁵⁹⁾ 黄郭は一月一八日に南下するまでに、河北事件で梅津・何応欽協定の成立を押し動かす役割を果たした北平の新任武官高橋坦との間では、三回しか打ち合わせを行っていなかった。⁽²⁶⁰⁾ 黄郭は南下によって、その後の北平及び南京での善後交渉に直接に関わることはなくなった。

第三章からは、以下の三点を纏めることができる。第一に、日本側が善後交渉の実施のみに脅迫され、黄郭の権限

縮小に十分な諒解を示していなかったことが指摘できる。その中で、出先軍側では、板垣が河北省を日本側が直接領有するという主張を出し、柴山と影佐が、黄が既に権限を失っているとの認識のもと、黄を排除していく旨の発言を行った。第二に、南京側と関東軍側の間に挟まれ、極めて困難な状態に陥った黄は、通軍の実行に力を入れ、その実現を促進した。なぜなら、黄は通軍を解決した後に、塘沽協定の取消を通して、次の交渉の基盤を作ろうとしていたためである。第三に、協定の取消に失敗した上に、南京中央により通郵交渉から排除された黄は、華北の情勢を維持できなくなり、顕在化する華北問題に対応する術を失っていった。

おわりに——善後交渉の進展に伴う華北問題の顕在化

本稿の分析を通して、以下の二点を指摘することができる。

第一に、華北における黄郭の政治空間と塘沽協定の政治的意味合いについてである。黄の北上の準備、協定の締結背景及び出先軍人、外交官の黄・政整会に対する認識から、黄郭が関東軍側にとって完全に歓迎された人物であったとは言い難い。一方、南京から与えられた「裁量権」、即ち政治的自由空間の中で、黄が出先の軍政に受け入れられるために自ら口頭での約束を結んだことこそが、関東軍側の重視するところとなった。この意味で、華北情勢の平静状態は、黄による親日の表明・口約と政治的自由空間の存在という、二本の脆弱な柱の上に築かれたと言える。また、本協定は、軍事協定ではあるものの、政治的意味合いをも持つものであった。それは、関東軍側が黄と政整会を抱き込もうとした行為であり、具体的に言えば、黄の南京から独立した政治的自由空間を拡大させ、政整会を親日「満」的な政権に転じさせようとするものだった。しかし、協定が締結された時点から、黄の行為には中央の批准が必要で

あるという命令が下されており、その意味で黄の政治的自由空間は既に狭められていたと言える。関東軍側による一連の行為は、黄の政治空間を一層狭める結果となった。こうした険悪な情勢の下で、黄は協定の取消を打ち出すことで、通郵交渉の下地工作を行うことと、南京中央と国民の間に諒解を得ることを試みた。しかし、協定の取消は、関東軍側と日本政府側の双方に反対されたのみならず、南京中央内でも黄と汪精衛・蔣介石の間で、異なる認識が持たれていた。こうした経緯から、日本側と南京側の双方と黄との間に生じた齟齬が、一層拡大したことがわかる。

第二に、華北問題の顕在化である。上記の第一点を踏まえると、黄の政治空間の狭隘化と華北政局の推移は、関東軍による疑惑と不満、南京中央による権限の縮小という二つ側面に影響されていたと考えられる。「三通」問題の解決をめぐり、中国側の遷延な態度と関東軍側の強要的な態度、加えて現地軍人が黄に対して抱いた不満が、黄の二回目の南下の時に噴出し、それが華北を「平静」状態から「危機」状態へと変え、華北政局に亀裂と動揺をもたらす転換点となったといえる。ここで、黄と汪精衛との間の意見対立と黄による対日方針の変化とは、相互に関連していたといえる。こうした情勢の中で、蔣介石が日本が好ましく思わないためという理由で旧東北軍指導者を華北から転出させ、自分の直系と入れ替えようと思図したことは、華北に第三政権を作ろうとした関東軍側の政策とは正反対のものであった。その意味で、蔣の北平入りは、一時的に華北を安定させたというより、むしろ関東軍側に不安をもたらしたとも考えられる。その直後に各地で武官会議が開かれたことは、それに対する関東軍側の対抗策ともいえる。

総じて、黄の華北政局をめぐる支配の喪失過程は、華北問題が、地方レベルの問題から国家レベルの問題となる過程と重なり合う。つまり、この一年間八カ月は、日中関係という大きな文脈における小康状態であり、日中戦争史の文脈における一時平静状態であるものの、華北問題というよりミクロの視点から見れば、鎮静した危機が再び上昇す

る時期だったのである。

本稿は、二〇一八年度日本現代中国学会・関西部会大会における口頭報告に加筆修正を行ったものである。報告にあたって、安井三吉、田中仁阿氏から貴重なコメントを頂戴した。

※ 関西大学大学院法学研究科博士課程。

(1) 黄郛(一八八〇—一九三六)は、浙江省出身で、陳其美と蒋介石と上海で義兄弟の契りを結んでいた。若い時に日本の陸軍測量局地形科に留学し、その後、北京政府時期には組閣した経験を持ち、北伐が始まると、蔣を助け、南下し、上海特別市長を経て外交部長を務めていた。

(2) 古屋哲夫「日中戦争にいたる对中国政策の展開とその構造」同編『日中戦争史研究』吉川弘文館、一九八四年・謝国興『黄郛与華北危局』国立台湾師範大学歴史研究所、一九八四年・江口圭一「盧溝橋事件への道——十五年戦争の視角」井上清・衛藤藩吉編『日中戦争と日中関係——盧溝橋事件五〇周年日中學術討論會記録』原書房、一九八八年・江口圭一「一五年戦争小史」青木書店、一九九一年・楊天石「黄郛与塘沽協定善後交渉」『歴史研究』一九九三年第三期・劉維開『国難期間心変因存問題之研究』国史館、一九九五年・白井勝美「日中外交史研究 昭和前期」吉川弘文館、一九九九年・内田尚孝「塘沽停戦協定善後交渉と日中関係」(上)『中国研究月報』二〇〇〇年一〇月・周美華「中国抗日政策的形成」国史館、二〇〇〇年・臧运祜『七七事变前的日本对华政策』社会科学文献出版社、二〇〇〇年・鹿錫俊「中国国民政府の対日政策…一九三二—一九三三」東京大学出版会、二〇〇一年・安井三吉「柳条湖事件から盧溝橋事件へ——一九三〇年代華北をめぐる日中の対抗」研文出版、二〇〇三年・陳群元「日本外蒙省与一九三三年中的華北危局——以應對黄郛北上为中心」『近代史研究』二〇〇六年第三期・坂野良吉「塘沽停戦協定の多面的性格——分析的アプローチによる試論」『上智史学』第五一号、二〇〇六年・光田剛「中国国民政府期の華北政治…一九二八—一三七年」御茶の水書房、二〇〇七年・坂野良吉「塘沽協定と黄郛——協定発効後を中心に理解的アプローチによる再吟味」『名古屋大学東洋史研究報告』第三二号、二〇〇八年・李君山『全面抗戦前の中日関係(一九三二—一九三六)』文津出版、二〇一〇年・坂野良吉「華北事変」史をめぐる諸問題—日中

全面戦争の淵源』『上智史学』第五六号、二〇一二年・黄自進『蒋介石與日本―部近代中日關係史的縮影』中央研究院近代史研究所、二〇一二年・黄自進、劉建輝、戸部良一編『日中戦争』とは何だったのか…複眼的視点』、ミネルヴァ書房、二〇一七年。

(3) 江口、前掲文(一九八八)、九四―一〇三頁…江口、前掲書(一九九二)、七四頁…安井、前掲書、二〇―二二頁…古屋、前掲書、四頁。

(4) 臼井勝美、『中国をめぐる近代日本の外交』筑摩書房、一九八三年、八頁…藤村道生「二つの占領と昭和史―軍部独裁体制とアメリカによる占領」『世界』一九八二年八月号、五五頁…秦郁彦『昭和史を縦走する―柳条溝事件から教科書問題まで』グラフ社、一九八四年、一五二頁。また、臼井は、日中戦争の起源が一九三三年に塘沽協定の締結の前後にあると捉えていた。臼井、前掲書(一九九九)一〇七―二九頁。

(5) 安井、前掲書、一二七頁…秦郁彦『盧溝橋事件の研究』東京大学出版会、一九九六年、二頁。

(6) 余子道『長城風雲録―從檢閱事変到七七抗戰』上海書店、一九九三年、一七五頁。

(7) 楊、前掲論文、八六頁。

(8) 謝、劉、黄の前掲書を参照されたい。

(9) 黄、前掲書(二〇一七)、三三一―五六頁…坂野は、善後交渉に伴って、黄郭の心情が得意絶頂から幻滅・悔恨・焦燥を経て、憔悴となったと主張している。坂野、前掲文(二〇〇八)、一一五頁。

(10) 劉、前掲書、一八、四六頁。

(11) 同右、四八頁。

(12) 陳、前掲文、七八頁。

(13) 同右…黄、前掲書(二〇一二)、二三三―二四頁。

(14) 黄、前掲書(二〇一二)、二二四―二五頁。

(15) 同右、二二七頁。

(16) 『蒋介石日記』黄自進、潘光哲編『蒋中正總統五記 困勉記(上冊)』国史館、二〇一一年、三七九頁(以下、『困勉記(上冊)』と略す)。

- (17) 「蒋介石発黄郛宛」(四月一日) (四月二四日) 沈雲龍編『黄膺白先生年譜(下冊)』聯経出版事業公司、一九七六年、五四一—五四二頁。(以下、『年譜』と略す)
- (18) 『困勉記(上冊)』、三八〇頁。
- (19) 謝、前掲書、一九七頁。
- (20) 『年譜』、五四一頁。
- (21) 「黄郛日記」(四月二八日) 『黄郛日記』、台湾中央研究院近代史研究所蔵。本稿においては、『黄郛日記』の第一、一三、一四、一五冊を利用する。第一二冊は、一九三三年三月一五日から同年八月一八日まで、第一三冊は、一九三三年八月一九日から三四年一月三一日まで、第一四冊は、一九三四年二月一日から、同年九月四日まで、第一五冊は、一九三四年九月五日から三五年五月二一日までである(以下、所蔵地を略す)。
- (22) 「蒋介石日記」(四月二五日)。
- (23) 内田、前掲書、五九一—六〇頁。
- (24) 同右、五九一—六一頁。
- (25) 本庄繁『本庄日記』原書房、一九六七年、一五九頁。
- (26) 内田、前掲書、六一、六七頁。
- (27) 王正華編『蒋介石總統檔案——事略稿本』(第二〇冊)、国史館、二〇〇五年、六七頁。
- (28) 『年譜』、五四六頁。
- (29) 同右、五四六—四七頁。
- (30) 「有吉公使発内田大臣宛」(五月四日) 『満州事変(支那兵ノ満鉄柳条溝爆破ニ因ル日、支軍衝突関係)ノ華北問題(日、支停戦協定及満、支国境諸懸案解決交渉ヲ含ム)』松本記録 第一卷』アジア歴史資料センター、レファレンスコード… B02030474900 (以下、それぞれを『満州事変ノ華北問題 第一卷』、アジ歴と略す)。
- (31) 「有吉公使発内田大臣宛」(五月四日)、同右。
- (32) 「有吉公使発内田大臣宛」(五月一日)、同右。
- (33) 「有吉公使発内田大臣宛」(五月三日) 外務省編『日本外交文書』(満州事変 第三卷) 外務省、一九八一年、八四七—

- 四八頁。
- (34) 同右。
- (35) 「桑島総領事発内田大臣宛」(五月八日)、「中山書記官発内田大臣宛」(五月二日)、同右。
- (36) 「上海武官発軍参謀長」(五月七日) 小林龍夫、島田俊彦編集・解説『現代史資料7 満州事変』(以下、『現代史資料7』と略す) みず書房、一九六四年、五四四頁。
- (37) 「北支方面応急処理方案」『現代史資料7』、五四三―五四四頁。
- (38) 「天津特務機関発関東軍参謀長宛」(五月二日)、同右、五五三頁。
- (39) 「北支方面応急処理方案」『現代史資料7』、五四三―五四四頁。
- (40) 「北平補佐官発関東軍参謀長」(五月九日)、同右、五四六頁。
- (41) 『年譜』、五四七―四八頁。「上海武官発関東軍参謀長宛」(五月二日)『現代史資料7』、五四七―四八頁。
- (42) 「上海武官発関東軍参謀長」(五月一日)『現代史資料7』、五四八頁。
- (43) 「北平補佐官発関東軍参謀長」(五月一日)、同右。
- (44) 「北平補佐官発関東軍参謀長」(五月一日)、同右、五五〇頁。
- (45) 「北平補佐官発関東軍参謀長」(五月一日)、同右。
- (46) 「中山書記官発内田外務大臣宛」(五月二日)『満州事変／華北問題 第一巻』。
- (47) 五月一日から二日までの戦況は、『年譜』の五二―五九頁を参照されたい。
- (48) 「旅順要港部司令部発海軍省軍令部軍務局宛」(六月三日)『島田史料11 北支停戦協定関係綴 一／三分冊』防衛省防衛研究所蔵、請求番号：戦争指導・重要国策文書四三二(以下、『島田史料11』と略す)。
- (49) 「藤原補佐官発次官、次長宛」(五月二日)『島田史料12 北支停戦協定関係綴 二／三分冊』(以下、『島田史料12』と略す) 防衛省防衛研究所蔵、請求番号：戦争指導・重要国策文書四三三。
- (50) 「藤原補佐官発次官、次長宛」(五月二日)、同右。
- (51) 『年譜』、五五五頁。
- (52) 同右、五五五頁、五五七頁。

- (53) 「藤原喜代間公使館附武官補佐官発軍令部軍務局三艦隊宛」『島田史料11』。
- (54) 「黄郛日記」(五月二二日)。
- (55) 「旅順要港部司令部発海軍省軍令部軍務局宛」(六月三日)『島田史料11』。
- (56) 「黄郛日記」(五月二二日)。季寛は、内政部長黄紹竑である。
- (57) 『年譜』、五五五頁、五五九頁。
- (58) 塘沽協定の全項目は、外務省編『日本外交年表並主要文書』(下)原書房、一九六五年、二七四頁を参照されたい(以下、『主要文書』と略す)。
- (59) 「桑島総領事発内田大臣宛」(五月一六日)『滿州事変／華北問題 第一巻』。
- (60) 「内田大臣発桑島総領事宛」(五月一七日)、同右。
- (61) 「桑島総領事発内田大臣宛」(五月一六日)、同右。
- (62) 「中山書記官発内田外務大臣宛」(五月二四日)『島田史料12』。
- (63) 「関東軍参謀長発次長、次官、北平、天津(軍及特務機関)」(五月二五日)『現代史資料7』、五五八頁。
- (64) 「関東軍参謀長発次長、次官、北平、天津(軍及特務機関)」(五月二五日)、同右、五五八頁。
- (65) 「関東軍参謀長発天津軍参謀長宛」(五月二六日)「関東軍参謀長発山海関岡田大尉宛」(五月二六日)、同右、五五八―五九頁。
- (66) 「関東軍参謀長発次長、次官宛」(五月二二日)、同上、五五五頁。ここに、小磯が言った次長電六七七号電報は、管見の限り見つけられていないが、六六六号を発した日が五月二二日であるから、六七七号は、二二日から二二日の間に送ったものと推測できる。六六六号は『島田史料12』にも収録されている。
- (67) 陳、前掲文、八六一―八八頁。
- (68) 「関東軍参謀長発次長、次官宛」(五月二二日)『現代史資料7』、五五五頁。
- (69) 「内田大臣発中山書記官宛」(五月二四日)『滿州事変／華北問題 第一巻』。
- (70) 「内田大臣発中山書記官宛」(五月二四日)、同右。
- (71) 『島田史料16 塘沽停戦協定の経緯 越界路問題 天羽声明問題 三・三分冊』(以下、『島田史料16』と略す) 防衛省防衛

研究所蔵、請求番号：戦争指導・重要国策文書四三六。

- (72) 「内田大臣発中山書記官宛 暗第八一号」(五月二九日)、同右。
- (73) 「内田大臣発中山書記官宛 暗第八二号」(五月二九日)、同右。大綱は、五月二四日の指示と比較すれば、「停戦区域内に治安維持のため、日本側の同意する施設をなす」という内容を追加し、これは、北平会議の細目に含まれていた。
- (74) 「内田大臣発中山書記官宛 暗第八一号」(五月二九日)、同右。
- (75) 「藤原喜代間公使館附武官補佐官発軍令部軍務局三艦隊宛」『島田史料11』。
- (76) 『年譜』、五六〇―六一頁。
- (77) 同右、五六一―六二頁。
- (78) 同右、五六二頁。
- (79) 同右、五六三頁。
- (80) 同右、五六三―六四頁。
- (81) 同右、五六四―六五頁。
- (82) 同右、五七〇―七一頁。
- (83) 顧維鈞『顧維鈞回憶録』(第二分冊) 中華書局、一九八五年、二三九、二四一頁。
- (84) 『王子壯日記(第一冊)』(五月三一日)、中央研究院近代史研究所、二〇〇一年、三七五頁。
- (85) 佐々木到一「華北政務委員会二対スル觀察」(一九三三年七月八日)『満密大日記(昭和八年)二四冊の内其一七』、C01002896800。
- (86) 「板垣少将歓迎懇親会」(一九三三年七月一三日)『大亜細亞協会年報(一九三三年)』、国立国会図書館所蔵、請求番号：14-5-345。
- (87) 李雲漢編『抗戦前華北政局史料』中正書局、一九八二年、四二頁。
- (88) 同右、四二頁。
- (89) 李君山、前掲書、二〇二―〇三頁。
- (90) 郭廷以編『中華民國史事日誌』(第三冊)、中央研究院近代史研究所、一九八四年、二六八頁。

- (91) 『年譜』、五八一頁・楊天石、前掲文、七六頁。
- (92) 「有吉大使発内田外務大臣宛」(六月三日)『滿洲事変(支那兵ノ滿鉄柳条溝爆破ニ因ル日、支軍衝突關係)ノ華北問題(日、支停戦協定及滿、支国境諸懸案解決交渉ヲ含ム) 松本記録 第二卷』(以下、『滿洲事変ノ華北問題 第二卷』と略す)、アジ歴レファレンスコード：B02030476100。
- (93) 「有吉大使発内田外務大臣宛」(五月二七日)『滿洲事変ノ華北問題 第一卷』・「有吉大使発内田外務大臣宛」(六月三日)『滿洲事変ノ華北問題 第二卷』。
- (94) 「桑島総領事発内田外務大臣宛」(六月七日)『滿洲事変ノ華北問題 第二卷』。
- (95) 「中山書記官発内田外務大臣宛」(六月二八日)、同右。
- (96) 同右。
- (97) 同右。
- (98) 同右。
- (99) 『年譜』、五八五―八六頁、五九〇―九一頁。
臧、前掲書、一〇八頁。
- (100) 『大連會議議事録送付ノ件通牒』(七月一〇日)『陸滿密大日記 昭和八年』アジ歴：C01002894500。
- (101) 『年譜』、五九七頁。
- (102) 「黄郛日記」(八月一日)。
- (103) 「最近ニ於ケル華北情勢」『熱師常報第一九号』、防衛研究所所蔵、請求番号・滿洲事変一七九―一。
- (104) 「黄郛日記」(八月二日)・高素蘭編『蒋介石總統檔案―事略稿本』(第二册) 国史館、二〇〇五年、四七二頁。
- (105) 「黄郛発蒋介石宛」(九月六日) *Huang Fu Papers, Box 3, folders 13-15*. Hoover Institution Library and Archives.
- (106) 「黄郛発蒋介石宛」(九月六日)、同右。
- (107) 「蒋介石発黄郛宛」(九月七日)、同右。
- (108) 楊天石、前掲文、七四頁。
- (109) 鹿錫俊、前掲書、二二二―二五頁。

- (11) 「北寧線引続ニ関スル奉天、北寧両局ノ申合せ事項」『満洲事変／華北問題 第二巻』。また、この申合せ事項を奉天会議と呼ぶ。
- (112) 「田中総領事代理発内田外相宛」(八月七日)、同右。
- (113) 「北寧線引続ニ関スル奉天、北寧両局ノ申合せ事項」、同右。
- (114) 「蔣介石発黄郛宛」(九月一六日) *Huang Fu Papers*, Box 3, folders 13-15.
- (115) 「蔣介石発黄郛宛」(九月二四日) *Huang Fu Papers*, Box 3, folders 13-15.
- (116) 同右。
- (117) 「蔣介石発黄郛宛」(九月一九日) *Huang Fu Papers*, Box 3, folders 13-15.
- (118) 同右、「蔣介石発黄郛宛」(九月二四日) *Huang Fu Papers*, Box 3, folders 13-15.
- (119) 『年譜』、六三三頁。
- (120) 同右、六三六頁。
- (121) 「満洲国ト北支政權トノ交渉ニ関スル件」(八月三〇日)『満洲事変／華北問題 第二巻』。
- (122) 「停戦ニ関スル協定」二件フ善後処理要領」、同右。
- (123) 山海関方面の問題とは、当地方住民を指導して「満洲国」に編入運動を起こること、水陸両路の貿易の復活は、灤河を国際河川とすること、郵政は連絡業務と連絡地域を更に拡張することを指す。同右。
- (124) 同右。
- (125) 「北支停戦協定二件フ善後処理交渉ニ関シ陸軍次官ヨリ関東軍参謀長宛電報案」、同右。
- (126) 「内田大臣発菱刈大使宛」(九月三〇日)『満洲事変(支那兵ノ満鉄柳条溝爆破ニ因ル日、支軍衝突関係)／華北問題(日、支停戦協定及満、支国境諸懸案解決交渉ヲ含ム) 松本記録 第三巻』、アシ歴レヴァレンスコード: B02030476600 (以下は、『満洲事変／華北問題 第三巻』を略す)。広田外相は九月一四日に就任したので、本電報には内田大臣となっているが、當時の誤植と思われる。
- (127) 臧、前掲書、一一〇—一一三頁。
- (128) 「菱刈大使発広田大臣宛」(九月二五日)『満洲事変／華北問題 第三巻』。

- (129) 「北平会商成立ニ到ル経緯」、同右。
- (130) 「菱刈大使発広田大臣宛」(九月二十五日)、同右。
- (131) 『年譜』、六二八頁。
- (132) 「北平会商成立ニ到ル経緯」、「停戦協定善後処理ニ関スル北平会議々事録」『滿洲事変／華北問題 第三卷』。
- (133) 『主要文書』、二七四、七七頁。島田は、「活用」と指摘していた。島田俊彦「華北工作と国交調整(一九三三年～一九三七年)」日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道』(第三卷)朝日新聞社、一九六三年、五三頁。
- (134) 『年譜』、六四五頁。
- (135) 「停戦協定善後処理ニ関スル北平会議々事録」『滿洲事変／華北問題 第三卷』。
- (136) 「停戦協定善後処理ニ関スル北平会議々事録」、同右。『年譜』、六五三頁。
- (137) 内容の詳細は、『主要文書』の二七七―七八頁を参照されたい。
- (138) 「停戦協定善後処理ニ関スル北平会議々事録」『滿洲事変／華北問題 第三卷』。
- (139) 『主要文書』、二七七頁。
- (140) 臧、前掲書、一一七一―八頁。安井、前掲書、一三七頁。
- (141) 「黄郛日記」(二月八日)。
- (142) 「黄郛日記」(二月九、一八、二二日)。
- (143) 「黄郛発蔣介石宛」(二月一日) *Huang Fu Papers, Box 3, folders 13-15*。
- (144) 「日高総領事発広田大臣宛」(二月七日)『滿洲事変／華北問題 第三卷』。
- (145) 『中華民国史事日誌』(第三冊)、三一七―一八頁。
- (146) 「有吉公使発広田大臣宛(第七二七号ノ一二二)」(二月六日)『滿洲事変／華北問題 第三卷』。
- (147) 『年譜』、六七三―七四頁。
- (148) 「有吉公使発広田大臣宛(第七二八号)」(二月六日)『滿洲事変／華北問題 第三卷』。
- (149) 『年譜』、六七四頁。『有吉公使発広田大臣宛(第七二八号)」(二月六日)、同右。
- (150) 「菱刈大使発広田大臣宛」(一九三四年二月一日)『滿洲事変(支那兵ノ滿鉄柳条溝爆破ニ因ル日、支軍衝突関係)／華北

- 問題（日、支停戦協定及満、支国境諸懸案解決交渉ヲ含ム）松本記録 第四卷』（以下、『満洲事変／華北問題 第四卷』と略す）アジ歴レファレンスコード：B02030477500。
- (151) 二月三日の根本と黄の会談に（ついで）李君山、前掲書の二一九頁を参照されたい。
- (152) 「黄郛発蔣介石宛」（三月一日）*Huang Fu Papers*, Box 3, folders 13-15。
- (153) 「中山書記官発広田外務大臣宛」（三月二十九日）『満洲事変／華北問題 第四卷』。
- (154) 「黄郛発蔣介石宛」（二月二日）*Huang Fu Papers*, Box 3, folders 13-15。
- (155) 「麥刈大使発広田大臣宛」（二月十五日）『満洲事変／華北問題 第四卷』。
- (156) 『年譜』、七二二頁。
- (157) 「蔣介石発汪精衛宛」（一九三四年四月六日）『蔣中正總統文物——統一時期』国史館（以下、所藏地を略す）、典藏號：002-010200-00111-030。
- (158) 「黄郛日記」（四月一日）。
- (159) 「黄郛日記」（四月一日、二日）。
- (160) 周美華編『蔣中正總統檔案——事略稿本』（第二五冊）国史館、二〇〇六年、四五三頁。
- (161) 蔣介石の日ソ開戦の期待に反して、五カ月後の九月一〇日に黄郛は、南京での日本側の陸、海、外三方面の人員との会談を通して、日本側がこの一年以内にソ連と開戦する意欲がないという情報を把握し、蔣介石に報告した。「黄郛発蔣中正宛」（九月一〇日）『蔣中正總統文物——一般資料（三六）』：002-080200-00178-059。また、蔣介石の日ソ開戦に対する期待について、黄自進、前掲書（二〇二）、一九五—二二〇頁・鹿錫俊「夾縫中的抉択・蔣介石処理対日対蘇關係的曲折歷程（一九三二—一九三五）」黄自進・潘光哲編『近代中日關係史新論』政大出版社、二〇一七年、二〇七—五四頁を参照されたい。
- (162) 「黄郛発汪精衛宛」（四月一七日）*Huang Fu Papers*, Box 3, folder 2-6。
- (163) 同右。
- (164) 『年譜』、七二二—二三三頁。
- (165) 「黄郛発蔣介石宛」（四月二八日）*Huang Fu Papers*, Box 3, folder 13-15。
- (166) 同右。

- (167) 同右。
- (168) 「北支懸案解決二関スル件」『陸満密綴 第一九号 (昭和九年)』アジ歴、CO1003026300。
- (169) 一九三四年一月初めに、灑炭鉞の労働者は、待遇の改善を経営方に要求するため、ストライキを行っており、経営方が労働者らの条件を受け入れたことでストライキが沈静した。しかし、経営方からの賠償金が労働者の代表者によって独占されたため、三月一九日に労働者は公安局に請願し、炭鉞区の保安隊と衝突し、事態が拡大した。中国側の情報によると、今回のストライキには日本側の策動があると言われた。『年譜』、七一九―二〇頁。
- (170) 同右、七三〇頁。
- (171) 同右。
- (172) 「汪精衛発黄郛宛」(五月三日)、「黄郛発汪精衛宛」(五月四日) 同右、七三三頁。
- (173) 「黄郛発汪精衛宛」(五月四日) 同右、七三三頁。
- (174) 「黄郛発殷同宛」(五月七日) *Huang Fu Papers*, Box 4, folder 10-12.
- (175) 「若杉書記官発広田外務大臣宛」(五月一七日)、『満洲事変／華北問題 第四卷』: B02030477500。中国側の記録によると、同協定案は五項の原則となっていたが、内容に根本的な違いはな³。
- (176) 「黄郛発汪精衛宛」(五月一七日) *Huang Fu Papers*, Box 3, folder 2-6. 同右。
- (177) 同右。
- (178) 「中央政治会議第四一〇次会議決議」『蔣中正總統文物——國交調整(一)』、002-080103-00001-003。
- (179) 「堀内書記官発広田外務大臣宛」(五月一六日)『満洲事変／華北問題 第四卷』: 『年譜』、七四四頁。
- (180) 李君山、前掲書、二二二―二二三頁。
- (181) 「黄郛発殷同宛」(六月二日) *Huang Fu Papers*, Box 4, folders 10-12. 同右。
- (182) 同右。
- (183) 同右。
- (184) 『年譜』、七四七頁。黄郛が初めて辞意を蒋介石に表明したのは、一九三四年四月一三日であった。「黄郛日記」(四月一三日)。

- (185) この事件は黄郛が協定の取消を提議したことがきっかけとなったと楊天石は指摘した。楊天石、前掲文、八三頁。
- (186) 『最近支那關係諸問題摘要（第六七議会用）上卷（政況、財政、排日、武器、租界、航空）』（以下、『摘要（第六七議会用）上卷』と略す）、アジ歴：B13081248700。
- (187) 『摘要（第六七議会用）上卷』。
- (188) 『麥刈大使発広田外務大臣宛（第八〇四号）』（六月一日）『滿洲事変／華北問題 第四卷』。
- (189) 『麥刈大使発広田外務大臣宛（第八〇四号）』（六月一日）、同右・秦孝儀編『總統蔣公大專長編初稿』卷三、中国国民党党史委員会、一九七八年、七二一七三頁。
- (190) 『麥刈大使発広田外務大臣宛（第八〇五号）』（六月一日）『滿洲事変／華北問題 第四卷』。
- (191) 『黄郛発殷同宛』（六月一日）*Huang Fu Papers*, Box 4, folders 10-12。
- (192) 『黄郛発殷同宛』（七月二日）*Huang Fu Papers*, Box 4, folders 10-12。
- (193) 『總統蔣公大專長編初稿』卷三、七二一七三頁。関東軍側が提出した四つの案の時間は史料の制約で確認できないが、黄郛と殷同の往来電報から見れば、七月三日から九日までに判断できる。
- (194) 『黄郛発殷同宛』（七月九日）*Huang Fu Papers*, Box 4, folders 10-12。
- (195) 『摘要（第六七議会用）上卷』。
- (196) 同右。
- (197) 同右。
- (198) 同右。
- (199) 『黄郛発汪精衛宛』（一九三四年七月七日）*Huang Fu Papers*, Box 3, folders 2-6, 同右。
- (200) 同右。
- (201) 『黄郛発汪精衛、蒋介石宛』（七月一七日）、同右。
- (202) 『黄郛発汪精衛宛』（一九三四年七月一八日）、同右。
- (203) 『年譜』、七七二頁。
- (204) 同右。

- (205) 同右。
- (206) 「汪精衛発蒋介石宛」(七月一七日)『蒋中正總統文物——一般資料(二九)』002-080200-00171-068°。
- (207) 「汪精衛発蒋介石宛」(七月一九日)『蒋中正總統文物——呈表彙集(九)』002-080200-00436-172°。
- (208) 『摘要(第六七議会用)上巻』。
- (209) 同右。
- (210) 同右。
- (211) 同右。
- (212) 『年譜』、七五五頁。
- (213) 「蒋介石発黄郭宛」(七月二〇日)『蒋中正總統文物——送肇事端(一一)』002-090200-00015-223°。
- (214) 「黄郭発蒋介石宛」(七月二五日)、同右、002-090200-00015-306°。
- (215) 「黄郭発殷同宛」(九月三日) *Huang Fu Papers*, Box 4, folders 10-12。
- (216) 「黄郭発殷同宛」(九月四日)、同上。鈴木とは、公使館武官鈴木美通である。
- (217) 「黄郭発朱家驊宛」(九月七日)『年譜』、七七二頁。
- (218) 「朱家驊発黄郭宛」(九月八日)、同右、七七二頁。
- (219) 李君山、前掲書、二三五―五九頁。李は、交渉を九月二八日～一〇月四日、一〇月一八日～同二六日、一一月一〇日～一二月一四日の三段階に分けていた。
- (220) 板垣征四郎、「満洲国ノ对支施策統制ニ関スル意見」、『陸満密大日記』、防衛省防衛研究室蔵、S 9-11-40°。
- (221) 「黄郭発蒋中正宛」(九月一〇日)『蒋中正總統文物——一般資料(三六)』002-080200-00178-039°。
- (222) 「最近ニ於ケル華北情勢」『熱師常報第一九号』、アジ歴：C14030096500°。
- (223) 「北支停戦協定善後関係諸問題」『摘要(第六七議会用)上巻』。
- (224) 同右。
- (225) 同右。
- (226) 李君山、前掲書、二三八―三九頁。

- (227) 『摘要（第六七議公用）上巻』。
- (228) 『黄郛日記』（二〇月五日）。
同右。
- (229) 同右。
- (230) 李君山、前掲書、二四二頁。
- (231) 『黄郛日記』（二〇月三日）。
- (232) 『北平情報 燕月報』（二〇月分）、防衛省防衛研究所蔵、請求番号…公文備考-S 9-54-4695。
- (233) 同右。
- (234) 同右。
- (235) 同右。
- (236) 同右。
- (237) 蔣介石が三日に南下した。『年譜』、七九四頁。
- (238) 『黄郛日記』（二一月二日）。
- (239) 『黄郛発唐有壬宛』（二一月六日）『蔣中正總統文物——一般資料（四九）』、002-080200-00191-007。
- (240) 『汪精衛発蔣介石宛』（二一月八日）、同右。
- (241) 同右。
- (242) 『黄郛発蔣介石宛』（二一月一〇日）、『蔣中正總統文物——特交檔案（呈表彙集一六）』002-080200-00443-062。
- (243) 『年譜』、八〇一頁。
- (244) 同右、八〇二—〇三頁。
- (245) 『黄郛日記』（二一月一七日）。
- (246) 『黄郛発蔣介石宛』（二一月一八日）、『蔣中正總統文物——一般資料（五一）』002-080200-00193-027。
- (247) 同右。
- (248) 同右。
- (249) 同右。

- (250) 黄郛は柴山と儀我の態度が「極めて悪い」と記した。「黄郛日記」(二月一九日)。
- (251) 「黄郛発唐有壬宛」(二月一九日)、『蒋中正總統文物——一般資料(五一)』、002-080200-00193-039°。
- (252) 同右。
- (253) 『摘要(第六七議会用)上卷』。
- (254) 『北平情報 燕月報』(二月分)。
- (255) 第三点に関し、詳しい記述が日記に記していない。「黄郛日記」(二月六日)。
- (256) 「黄郛発蒋介石宛」(二月一九日)、「黄郛発唐有壬宛」(二月一九日)° 002-080200-00193-033° 002-080200-00193-039°。
- (257) 会議の分析については、内田、前掲文(二月号)、三二頁：その影響は、安井、前掲書、一六〇—一六一頁を参照されたい。
- (258) 「黄郛日記」(二月二七日)。
- (259) 「黄郛発汪精衛宛」(一九三五年一月五日) *Huang Fu Papers*, Box 3, folders 2-6.
- (260) 「黄郛日記」(一九三五年一月八、一五日)。